

1. 平成31年第2回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成31年3月14日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	農林水産部長	下平典良
商工観光部長	福手均	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	清水宗人
教育次長	丸山功	会計管理者	遠藤正史
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久

国保白鳥病院
事務局 長 藤 代 求

代表監査委員 大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 岡 文 男

議会事務局
議会総務課 長 竹 下 光
補 佐

議会事務局
議会総務課 主 事 細 川 珠 代

◎開議の宣告

- 議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員各位には、出務、御苦勞さまでございます。
- ただいまの出席議員は18名であります、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には2番 森藤文男君、3番 原喜与美君を指名いたします。

◎一般質問

- 議長（兼山悌孝君） 日程2、一般質問を行います。
- 質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。
- なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。
- また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 清 水 敏 夫 君

- 議長（兼山悌孝君） それでは、17番 清水敏夫君の質問を許可いたします。
- 17番 清水敏夫君。

- 17番（清水敏夫君） 皆さん、おはようございます。
- きょうは、3月というのに郡上中がどうも雪化粧ということで、世間ではホワイトデーとか言われておるようですが、まさにそんな日になったのかなというふうに思います。
- 今回、1番のくじを引かせていただきましたが、思ってみたらこの市議会に席を置いて1番バッターは初めてのような気がいたします。初心忘れず、初々しく質問させていただけたらと思います。先ほど話していたら、トップバッターやで、ちゃんと次のランナーが出られるように、ポテンヒットでもええで、回してくれよという話がございましたが、その責任を果たしたいなというふうに思っております。
- きょうは、3項目、また欲張って出ささせていただいておりますが、最後まで到達できるかどうか分からないこともあるかと思ひまして、1番はこのままいきますが、3番と2番を入れかえまして、2番目に市の豚コレラ対策をお願いいたし、3番目に直下型の地震についてを質問するということ

で、ちょっと順序を入れかえますので、執行部の方、御了解をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、議長の御指名をいただきましたので、これより質問に入らせていただきます。

最初は、3点につきましては、市長の31年度に向けた施政方針の中の言葉の中から、3点ばかり選ばせていただきまして、見解をお伺いできればというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、最初はめいほうトンネルにつきましてでございますが、先般、2月の4日には本当に念願の第2期工事の安全祈願祭に出席いただきまして、それぞれありがとうございます。市長さんを初め、議会の皆さん方にも感謝を申し上げたいと思います。

なお、こうしたパンフレットは、余り部数がなかったもので、部長さん方には一部の方しか行ってないと思いますが、こういったものも当日配っていただいて、地元の者も本当に喜んでおりますし、ここまで来るには、地元の野島県議さんはもちろんでございますけども、日置市長さんを初め幹部の皆さん、市議会の皆さんの全会一致の中で、トンネル建設についての要望活動に御尽力をいただいたおかげかなということをおもひまして、この場をかりまして、関係の皆様方に心から謝意を申し上げたいと思います。

また、市民の皆様にも、いろんなそれぞれの立場で御支援いただきましたことにつきましても、厚くお礼を申し上げたいと思います。

当日の祈願祭のときにも思いましたけども、いよいよ3年後の3月の20日には開通が期待できるということで、あと3年、もう3年、はや3年かというような、そういう時間軸になってまいりました。

なおまた、地元ではまだまだもっと一日でも早くという切望は続けて思っておるところでございますけども、そういう開通という言葉が本当に現実のものとなってきたことにつきましても、いよいよこれは今度は地元としても、明宝地域はもとより小川地区の皆さんも開通に向けたさらなる地域づくりとか、それをトンネルを生かした人の交流とか、そんなことをこれから視野に入れていっても、時間が足らなくなるかなというふうな時間になりました。

そういったことから、きょうはいよいよあと残り803メートル、きのう、畑佐の産業所長さんをお伺いしたら、2月の25日から昼夜で掘削を開始しているということで、既に80メートルを掘ったということですが、若干水も出ておるよということでしたが、順調に多分進めていけるのではないかなといううれしい話を聞かせていただきました。

そういったことで、開通に向けまして、市長さんには、GUJOプラス3月号ですか、これにも言葉を寄せていただいておりますし、市長のコラムにつきましても、僕も関心を持って見させていただいておりますが、そんなことからめいほうトンネルにかける思いを、また地域への願いをお聞

きしたいというふうに思いますので、日置市長、よろしく願いいたします。まず、第1点目でございます。

それから、続けて質問だけさせていただきますが、2つ目は、これも広報紙の郡上の3月号に出ておりました、市内の公立、あるいは民間医療機関の将来の姿ということで広報紙にも出ておりましたが、市長のお話の中で、公立2病院と市内診療所分においては、人口減少や高齢化の進展など、医療費事業が大きく変化する中で、地域の皆様が安心して暮らせるよう、また急性期医療や僻地医療への対応等に配慮するとともに、岐阜県地域医療構想で示す中濃圏域の医療提供体制の見直しの中で、関係機関とともに、市内の公立・民間医療機関の適正な役割分担や病床規模等の調整、急性期医療や僻地医療への対応について、検討を行ってまいりますというふうに市長は述べていただいております。

当市の人口減少、高齢化、そういう中で、医療機関がどうあるべきか、また公的な施設・機関はどうあるべきか、民間の機関はどうあるべきかというような役割分担ということも含めて検討に入りたいということでございますが、そんなようなタイムスケジュールといたしますか、市長の中でどんな課題をお持ちであるとか、方向がもしありましたら、このことについてもお聞かせいただきたいと思っております。

まずは2点だけお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 清水議員からは、今回、私が当初、施政方針ということで申し述べましたことに関連して御質問をいただきました。

まず、めいほうトンネルでございますが、お話がございましたように、去る2月4日に待望の第2期工事の安全祈願祭というものが行われまして、これから約3年後に掘削工事を完了するという目途が進められたところでございます。第2期工事の工事費は20億8,000万円とお聞きしておりますが、大変な金額をかけて県がやっていただくということで、感謝をしているところでございます。

お話がございましたように、当面第2期工事が33年度末ということで、34年3月ということでもありますので、約3年の月日を要するわけですが、私どもとすれば、当初予定された期間をできるだけ短縮をしていただくようにということで、工事を安全に着実に進めてもらいたいということ、引き続き地域の皆様とともに県のほうへ要望していきたいというふうに思っております。

そして、これはトンネルは掘削工事だけでなく、あとそれが終わりますと、いろんな関連の工事というものも、照明工事とか、防災の関連の工事とか、いろんなものがございまして、またこの場合にはトンネルだけでなく、畑佐工区から始めております道路の整備ということもありますので、一連の事業として、できる限り早く進めていただくように、引き続き強く要望してまいりますというふうに思っております。

それから、トンネルができるということは非常に大切なのでございますが、よく交通が便利になるとストロー現象ということが言われておまして、かえって交通が便利になることによって、ストローで吸い出すように地域の人やいろんなものが吸い出されるということであっては、私たちが望んでいるめいほうトンネルということにはならないだろうというふうに思っております。

小川の皆さんが非常に熱心に地域づくり、花桃の里とか、子どもたちを本当に慈しみながら育てて小学校を盛り立てておられる、ああいう姿がぜひトンネルの完成によって、さらに小川の地域づくりが進むようにということで、このトンネルが人を吸い出すトンネルではなくて、人を吸い込むトンネルになっていただくように、これは単に小川地域の人だけでなく、私たち郡上市にとっても、小川というものをトンネルというものの開通を1つの契機としてどう活性化していくかという思い、課題といたしますか、大切な課題を抱えているということでもありますので、ともにトンネルを最大限に生かして、小川の人たちがこうありたいという地域づくりを、小川の人たちもそうですし、私たちもともに進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、第2点目の郡上市の医療に関することでもありますけれども、御指摘のように、今、人口が減少していく中で、地域の医療をどう確保していくかということは大変重要な問題であるわけでありまして。

そのようなことで、去ることしに入りましてから1月でしたけれども、岐阜県の健康福祉部の医療整備課の方々も同席していただきまして、私たち郡上市の行政、それから郡上市の医師会、それから市内の6つの医療機関の代表の方々に集まっておきまして、第1回の郡上市地域医療関係機関懇談会というものを催させていただきました。

今、抱えているのは、人口が減少する、それから人口構造も高齢化をしていくという中で、医療の需要というものがどういうふうに変化をしていくかということでもありますし、一方では医療の供給側の問題として、非常に医師の確保が難しいとか、医師だけでなく、看護師さんを初めとして、いろんな医療関係の従事者を確保していくということは、これは一人郡上のみならず、中濃圏域であったり岐阜県であったりということの大きな課題を抱えているということでもあります。

それから、一口に医療と言っても、本当に病気になって何とかしてくれという急性期があつて、そして回復期があつて、それからいろいろ努力をしてもなかなか治らないという慢性期というようなステージにある人もいるというようなことで、いろんな需要があるということだろうと思っております。

そこで、岐阜県のほうでは地域医療構想ということで、タイムスケジュール的なお話もありましたが、県ではおおむね2025年というのを1つの将来の姿を展望する期間として設定をして、その中でいろいろと各圏域ごとにこうあるべきではないかというような、マクロの状態から考えた場合の1つの構想というものを示していただいております。

そういう中で、ちなみに中濃圏域では、現在の病床数がおおよそ2,807床とされていますが、

これが中濃圏域の例えば郡上だけでなく、その他の地域も含めて人口動態等を勘案すると、2,411ぐらいが必要になるのではないかとというようなことで、こうしますといわば396床、約400床ぐらいは今の病床数より少なくてもいいのではないかと。

しかし、ただその内容を見ますと、高度の急性期とか急性期、回復期、慢性期というようなことで、概して言いますと、例えば今ある姿から回復期と言われるところの病床というものは足りなくなると、その他のものは人口に比して、今ほどなくともいいのではないかとというような姿が示されております。

そういうことで、郡上市におきましても、現在、これは美並にあります精神科の関係はちょっと除いて一般の病床ということですが、457床ほどあって、それが必要病床数という人口動態等だけ考えますと約319ということ、320というようなことで、郡上市としては勘定からすると138ぐらい、140床ぐらいは小規模であっても2025年に対応できるのではないかとということなんですが、ただしこの中でも、先ほど言いましたように、回復期の病床数は約120床ほど足りないというような展望が、姿が示されています。

そういうことで、郡上市としても中濃という大きな圏域の中の動向も見ながら、そして郡上の場合は、郡上市の市民病院、それから国保白鳥病院という公立病院と、それからそれぞれ八幡病院、あるいは鷺見病院という民間病院を抱えておりますので、こうした機関がどのように将来の姿を展望しているかというようなことで、これはなかなかそれぞれ経営主体が違うという問題もございまして、いろんな意味でそう簡単にはいかないんですけれども、こうした当事者がたびたびこれから会合をしながら、真剣に少なくとも2025年ぐらいまで当面どうするかと、その間までにどうするかとか、さらにその先をどうするかというようなことを含めて検討していかなければいけないというふうに思っております。

そういう病院、それから郡上市の場合は幾つかの診療所も抱えておりますので、そうしたものの全体として、郡上市の地域医療をどういうふうに進めていくかということ、先ほど申し上げました、ことし1月にまず第1回を開催しました会議等を通じて、今後、なかなか忙しい医療関係者ばかりでございますので、そんなにたびたびは会合ができませんけれども、できるだけ多くいろんな意思疎通をしながら、将来の姿を探ってまいりたいというふうに思っています。

(17番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 市長、ありがとうございました。

めいほうトンネルにつきましては、本当に地域づくりを含めて、市長が今言っていた人を吸い込むようなトンネル、これはどうしても地域としても、また郡上市としても続けていくこと、なし遂げていくことがトンネルに対する思いを達成することになるのかなと思います。

今後とも、また御指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。

今の市内の公立、また民間病院の医療機関につきましても、2025年問題等もございまして、いよいよ団塊の世代も後期高齢者に突入していくというふうなこともあり、さらに介護とか、そういうことをしなきゃならん人はまだまだふえるという中で、市民が人口は減っていきますけども、医療機関ものうなつたでは安心できないという部分もありますので、また市としての力を発揮していただいて、ぜひそんな守りについても御尽力をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それでは、もう一つ、施政方針の中から、3点目についてお伺ひをしたいと思います。

篠脇城跡、あるいは東氏館跡の活用事業ということで、31年度に調査を予定されておりますが、これは皆さん御承知のように、中世武将の東氏の館庭園と、あるいは城跡というものは県の史跡、それから館跡は国の名勝ですか、これに指定をされているというふうに市長のお話の中にございました。

今回の調査では、国の史跡名勝の指定を目指すというふうな考へがございまして、自分も大いに期待をしておるところでございますし、今回の調査の範囲とか規模とか、あるいは国指定の史跡の名勝になるという可能性等、またそういう国の史跡名勝の指定になれば、どんなメリットもあるのかとか、目指すものに、あるいは国の史跡名勝としてのランクづけと申しますか、そんなところもお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

実は、これは「ふるさとを行く」という、これ合併前に郡上教育振興会が出された本の中に、わかりやすく東氏の想像図ですか、鳥瞰図のようなものがこうやって書かれておりました。

というようなことも含めて、2点目に移りますけど、福井県の一乗谷の朝倉義景の館跡庭園が、あそこは国の特別名勝ということになっておまして、三重県の津にも北畠氏の館跡庭園が名勝史跡としてなっておるようですが、文化施設だけではなくて、観光というような面でもお客さんが多く訪れているということをお聞き及んでおります。

そうならば、今回の史跡調査によって、国の史跡名勝であるとか、そういうことの指定を受けることによって、郡上市が掲げております観光立市郡上の文化の面、歴史の面で、輝くお宝になるようなことにはならないものかなということも含めて、前段の部分では教育次長さん、それから後段の部分については市長さんのまた思ひを、願ひをお聞きしたいと思います。

何か一番上は国特別名勝というのがあるそうで、一乗谷の朝倉氏の館跡庭園は国の特別名勝ということになっておまして、これらは中部地方で言うと金沢の兼六公園とか、上高地なんかもそんなふうになっているというふうにお聞きしておりますので、ぜひ今回の篠脇城の跡、東氏館跡が、いろんな意味で将来の郡上の資源として光り輝くものにぜひなつてほしいなという願ひを込めて、この質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 丸山功君。

○教育次長（丸山 功君） それでは、私のほうからは、この事業の概要についてまずお答えをさせていただきます。

篠脇城跡につきましては、14世紀の初めごろに、現在の大和町牧地内の篠脇山に東氏が築いた城跡でございます。東氏の8代、約230年にわたって居城したというふうには伝えられております。城郭の研究者によりまして、お城の遺構などを簡易な測量をして地形図に落とししたという、いわゆる縄張り図と申し上げておりますが、そうしたものが作成をされておりますけれども、これまで発掘調査等はされたことがございません。こちらにつきましては、昭和48年に県の史跡に指定をされております。

それから、東氏館跡庭園でございますけれども、これにつきましては、昭和54年に県営の圍場整備工事の中で、そういう中世の陶器等が多く出土したということで、これは館跡であるということがわかりまして、昭和55年から58年度、63年度、平成4年度の3回にわたって発掘調査が行われました。庭園や建物の遺構が確認されまして、約3万点に上る陶磁器類が出土をしているということから、これにつきましては昭和62年に国の名勝に指定をされております。

今回、篠脇城跡とか、隣接します東氏館跡につきましては、有識者による検討委員会の設置ですとか、あるいは地形測量等総合的な調査を行いまして、一体として国史跡名勝の指定を目指していきたいと考えておるところでございます。

お尋ねの指定範囲とか規模につきましては、今後の調査の状況や有識者の指導・助言を受けて、決定をしていきたいというふうには考えております。

続きまして、調査の内容についてでございますけれども、篠脇城跡は遺構の把握とか平坦面の整理のために、レーザー測量データを利用しまして、土地の細かい起伏などを表現した微地形表現図と申しますが、そうしたものをまず作成をし、それから先ほど申し上げました縄張り図というものを作成いたします。

そのほか、小口という入り口ですとか、あるいは土を盛った土塁の断ち割り調査、それから平坦面のくるわというところの造成状況などを確認するための試掘を行うというところでございます。

東氏の館跡の庭園につきましては、これまでの調査と出土品の整理、それからそうした成果や解釈の再検討を行うということで、いずれにしても有識者による検討委員会と調査手法などについて指導・助言も受けながら、実施をしたいと考えております。

スケジュールでございますけれども、ただいま申し上げました調査や報告書の作成をおおむね4年程度というふうには想定をしております。また、指定のための意見具申の機会が年に2回ございますので、県を經由して文化庁に提出をいたします。この後、文部科学大臣から文化審議会に諮問をされ、文化審議会における専門家の審議、文部科学大臣への答申を経た上で、史跡に指定をされると

いうスケジュールになろうかと思えます。

それから、ランクの問題でございますけれども、史跡と特別史跡ということがございまして、文部科学省が公表しております特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準というのがございますが、ここによりますと、史跡は、我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつその遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるものというふうに規定をされております。また、史跡のうちで学術上の価値が特に高く、我が国の文化の象徴たるものが特別史跡というふうに定義をされております。現在、全国で史跡は1,823件、特別史跡は62件が指定を受けているということでございます。このことから、まず国の史跡の指定を目指すということになります。

それから、指定の可能性についてでございますけれども、これはさらに価値づけのための追加調査が必要であるというふうに考えております。このため、今後の追加調査で十分な成果が得られれば、国史跡に指定される可能性が高いというふうに私どもは考えております。

それから、史跡の指定を受けた場合のメリットということでございますが、まず財政的なメリットにつきましては、国の史跡等総合活用整備事業国庫補助金でありますとか、あるいは史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金、こういうような補助金が受けられるようになりまして、史跡の復旧ですとか環境整備とか、あるいは建造物の復元、防災対策等々、こうしたことについて、災害復旧を除きますと、2分の1の補助が得られるということで、こうしたことによりまして、さらに保存と活用が進むということがメリットというふうに考えております。

それから、復元の方法についての御提案もございましたけれども、これは土地がまず個人所有地というようなこともございますし、周辺には保安林とか砂防指定地などがございまして、こうしたものをクリアしていかなければいけません。

また、展示の方法につきましては、遺構展示とか遺構表示とか、あるいは復元展示といったいろんな手法がございまして、近年ではまたスマートフォンなどで、仮想現実というようなことで表現するような方法もございます。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたような有識者の検討委員会の指導・助言もいただきながら、この遺跡に適した展示方法につきましては、今後、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私のほうからは、ただいま教育次長がお答えを申し上げましたように、今回の篠脇城跡、東氏館跡の調査でございますけれども、今回の調査の意義は、これまで別々に、城跡のほうは県史跡という形で県の史跡であった、それから館跡庭園は国の名勝という形になっていた

というものを、あそこは山城といわば領主の館跡というものは一体のものでございますから、それを一体として国の史跡名勝という形で指定をしてもらおうというところに意味があるというふうに思っておりますので、ただいま説明を申し上げたようなスケジュールや作業によって、着実に国の史跡名勝という形で、まずは指定を受けられるように努力をしたいというふうに思っております。

それぞれ史跡とか名勝には、その中でも特に価値の高いものに特別とつくランクがあるわけですが、一挙にそこというわけにもいかないと思いますので、まずは国の史跡名勝という指定を得ることが必要かと思えます。

それから、今お話がございましたように、例に出されました福井市の一乗谷の越前朝倉館、あるいは三重県の北畠氏の屋敷跡といえますか、史跡というようなものもあるわけですが、特に私も思いがございまして、越前一乗谷の朝倉館はまさに篠脇城へ朝倉勢は1541年、天文10年に攻め込んできた相手方でございますので、ぜひ歴史ファンにとっては、一乗谷の史跡と我々こちらの東氏の史跡というものは、非常にファンにとっては興味深いものであるというふうに思っております。

今、福井市、大野市、郡上市、美濃市という形で、越前美濃街道の観光推進のための組織も持っておりますけれども、要するに篠脇城、あるいは庭園跡等が1つの国のそうしたしっかりした位置づけをしていただければ、一乗谷と組んででも、そういう意味でも観光的にもアピールができるという思いもございまして、着実にまずは調査を進め、その後、いろんなことは考えていければいいというふうに思っております。

(17番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) それぞれ答弁をありがとうございました。どうか篠脇城跡と館跡、調査によってより高度なレベルへと引き上げていただきたいなと思えます。

かつて一乗谷は朝倉氏の館跡の門だけがあったんですが、今は広大な町人とか武家屋敷の復元がされていますが、まさにあそこはわずか100年ぐらいの歴史しかないんですが、東氏は230年ですか、そういう歴史の中からいったら、今の市長の話でそういう連携も可能かなということも思いながら、これが大きく飛躍できるような、東氏の館が国の史跡名勝になれるように、私たちが願っておりますというふうに思います。御尽力をさらにお願したいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、2番目に移しました郡上市の豚コレラ対策ということについて、お話をさせていただきました、御意見をいただきたいと思えます。

豚コレラにつきましては、新聞等で連日のように経緯がどんどんと変わってきておりますし、最近では3月の7日に、山形市のこれは優秀な民間の養豚場であると言われておりながらも陽性反応の豚が出たということから、昨年6月以降では11カ所ぐらいになるんですか、それから約5万頭ぐ

らの東海地方では豚の殺処分もされておるといこと、一方でウイルスの運搬役となっておるのが野生イノシシではないかといことから、このところで経口ワクチンの散布計画も1年間ぐらいかけてやろうといふうな状況へと、刻々と状況が変わってきておりますが、今のところ郡上市についてはそういった状況の野生のイノシシの陽性といことも見られない状況でほっとはしておりますが、実は明宝地域には3,000頭余を超す養豚の施設等もございまして、本当にそういう方も心配をしてみえます。

また、そういう意味で、防ぐ限界といものもあるかもしれませんが、今はまだ来ていないので、最大限の市としての対策をぜひともこれはやっていただきたいなといことのおいがございまして。

それにはもう一つ理由がありまして、ジビエとい観点で、郡上市は本当に天城山とか丹波篠山と郡上といものは三大のイノシシの産地だといふうにいわれて、今までもそれをバックにしなから、今やジビエの販路を広げようと、ジビエ商品の、一生懸命やっておられる中でございまして、また豚に限らず、野生イノシシは獣害対策で捕獲もせないかんで、捕獲の命をジビエで生かそうよとい、そういう願いの中で熱く進められておりますので、その辺につきまして、担当部長には対策を、市長には今後の郡上市の取り組みについての所感をお聞きしたいといふうにいいます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、清水議員の豚コレラ対策の現在の状況ですとか、今後の対応についてお答えしたいと思います。

初めに、豚コレラでございまして、豚、イノシシの病気でございまして、人に感染することはない、感染豚の肉を摂取しても人に影響はないといふうにいわれております。しかし、強い感染力と高い致死率が特徴でありまして、一旦家畜豚に感染すれば殺処分するしか手だてがなく、畜産経営に壊滅的な影響を及ぼすことから、家畜伝染病に指定されております。

豚コレラの発生状況でございまして、議員申されたように、昨年9月9日に岐阜市の養豚農場で発生しまして、国内では26年ぶりに発生いたしました。その後、感染が拡大しておりまして、3月までに、岐阜県、愛知県、長野、滋賀県、大阪府の5府県で発生が確認されております。県内では11の農場施設で発生しておりまして、殺処分された豚は県内で2万4,000頭余りになっております。

そして、昨年9月以降に、感染源となっている野生イノシシからも豚コレラの陽性事例が確認されておりまして、その範囲は岐阜市から東南方面に拡大しまして、12月22日には県境を越えて、愛知県犬山市でも野生イノシシの感染が確認されました。

県内で豚コレラの感染が確認された野生イノシシは、昨日3月の13日時点で215頭となっております。先般、先週ですが、3月6日には郡上市の和良町の土京地内で死亡しているイノシシが発見され心配しておりましたが、県の検査で陰性とわかり、安堵したところでございまして。しかし、

2月末にはお隣の美濃市で捕獲されたイノシシから豚コレラの陽性反応が確認されておりまして、今後、郡上市での感染の広がりが危惧されております。

市内の養豚の状況でございますが、清水議員が申されたように、明宝に1カ所、養豚施設がございまして、飼養規模は3,000頭規模でございます。この養豚場での感染防止対策でございますが、昨年9月に岐阜市で豚コレラの発生が確認されて、すぐに県から電気牧柵の補償対応を受けまして、市役所の畜産課ですとか、農協の職員も応援に駆けつけまして、施設の周りにけもの侵入防止柵を設置しました。さらに、ことし2月には、県の強化対策として、ワイヤーメッシュの柵も設置したところでございます。

この養豚場では、けもの以外からの感染を防ぐために、部外者が農場へ入る場合には、車両消毒はもちろん、作業員に対しても専門の長靴や防護服、使い捨ての手袋を装着するなど防疫対策を行っております。特に豚舎内に入る場合にはシャワーを浴び、農場が用意した衣類を着用するなど、徹底した防疫対策を講じております。

今後、郡上市内で感染イノシシが確認された場合は、敷地の外周を本格的に囲むような柵を設けることですか、あと車両を自動で消毒するような機械の導入が必要となってきますので、そういった導入についても支援をしていきたいと考えております。

また、養豚施設以外での感染を防ぐために、市役所ですとか、各振興事務所の出入り口に公車車両用の消毒マットを設置しまして、豚コレラウイルスの蔓延防止に努めてまいりたいと思います。

以上が対策として考えていることですので、よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 養豚場の問題については、ただいま農林水産部長が答えたとおりでございます。

まず、私どもも、郡上にある養豚場については、防疫体制をしっかりしていく必要があるというふうに思っております。

そして、御指摘の野生イノシシでありますけれども、幸いにして、今のところはまだ感染したイノシシというのは発見されていないということでもあります。

県においては、130キロ余に及ぶ防衛線をネットを張って、北のほうへ広がっていくようなことを防ぐ努力をしておっていただきますし、また野生イノシシに対する経口ワクチンの投与ということも始まるというふうに聞いておりますので、私たちとしてはそうしたことが功を奏することを強く願っているところでありますけれども、もし、野生イノシシはなかなか人為、人の手によるコントロールというのは難しいわけですから、不幸にしてそういうことが起こり得ることも十分想定しながら、考えていかなければいけないというふうに思っております。

もし、万一そういうことになりましたら、県と十分連絡体制をとって、最善の努力をしましてまいり

たいというふうに思っていますし、いわゆる冬の猟期が3月15日、あしたまででございまして、ステージ的には16日からは有害鳥獣区間に入ります。

そういうことで、適切な有害鳥獣の対策等も講じながら、ジビエというのも今せっかく皆さんが一生懸命努力をして興そうとしておられるわけでありますので、そうしたものにできるだけ影響がないように努力をしてまいりたいというふうに思います。

(17番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) 部長さん、市長さん、ありがとうございます。

ちょっと時間が来てしまいましたので、この件につきましては、午後に15番議員も同様の質問を予定されておりますので、もっと深くは15番議員に委ねたいというふうに思いますし、3つ目に予定しておりました大地震の想定につきましても通告して用意していただいておりますが、これにつきましてはまた次回、もう少し深く極めながら、こちらのほうも質問させていただきますので、きょうはこの辺で取りやめたいというふうに思います。

1番バッターとしてうまくヒットも打てなくて、2番バッターへつなげたかどうかわかりませんが、あとは2番バッターに託しまして、私の1番目の質問を以上で終わります。

それぞれ答弁をいただきまして、ありがとうございます。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

◇ 美谷添 生 君

○議長(兼山悌孝君) 続きまして、18番 美谷添生君の質問を許可いたします。

18番 美谷添生君。

○18番(美谷添 生君) おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

今回は、平成31年度の郡上市の施政方針の分野別施策の産業・雇用という点から3点、質問をさせていただきます。

まず初めに、森林・林業についてであります。この中で森林環境譲与税、そして新たな森林経営管理制度について御質問をいたします。この税は、ことし新設される国税であり、予算審議の中でも説明をいただきましたけれども、改めてお聞きをいたします。

森林環境税と森林環境譲与税に関する法律が今国会で成立をする見込みであり、森林環境税は平成36年からの課税という内容であります。森林環境譲与税については本年31年度から、市町村、都道府県に配分をされるようであります。

また、昨年、法制化をされました森林経営管理法が本年4月1日より施行されるというようなこ

とで、新たな森林経営制度が動き出すということで、森林所有者が森林の整備を市に委託することができるようになるということのようであります。

そこで、新年度より郡上市に配分される森林環境譲与税は幾らぐらいになり、このことによりどんな事業を展開されるのか、また新たな森林経営管理制度とはどんな制度であるか、また森林所有者にどのような影響があるのかということについて伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、美谷添議員さんの質問にお答えいたします。

初めに、森林環境税及び森林環境譲与税の税の仕組みについて、少し申し上げたいと思います。

国の森林環境税でございますが、地球温暖化防止や災害防止を図るため、森林整備の財源を安定的に確保することを目的に創設された国の税制でございます。個人住民税を納めている全国約6,200万人に、1人年額1,000円を課税するものでございます。現在、東日本大震災の復興特別税が個人住民税に1,000円上乘せされておまして、この税制が終了した後となる平成36年度から、森林環境税の課税を始めることとしております。

一方、森林環境譲与税のほうですが、国に一旦集められた税金を一定の基準で市町村や都道府県に配分、譲与するものでございます。

森林環境税としての課税でございますが、5年後の平成36年度からですが、森林環境譲与税としての配分は、国の譲与税特別会計において一旦借金をして財源を確保して、平成31年度から先行配分するとされております。初年度は200億円で、その額は徐々に増加するように設計されております。

郡上市への配分額でございますが、平成31年度においては、総額200億円を市町村80%、都道府県20%の割合で配分することとしておまして、各市町村間の配分方法は、50%を私有林の人工林面積割、20%を林業の就業者数割、30%を人口割で算定した額としております。

なお、私有林の人工林面積割には、市町村の林野率により補正がございまして、85%以上は1.5倍、75%は1.3倍として計算されることとなっております。郡上市は森林が約9割を占めるということから、1.5倍の補正を受けることになります。

昨年10月時点で、県の試算によりますと、郡上市への森林環境譲与税の配分額は、平成31年度は8,550万円で、その後、段階的にふえまして、15年後の平成45年度以降は年間に2億8,800万円ほどが交付される見込みとなっております。

なお、郡上市ですが、県内42市町村の中で、一番多く交付されることとなっております。

森林環境譲与税の用途についてでございますが、林野庁から用途が例示されておまして、それによりますと、1つは間伐等の森林整備、2つ目としまして人材育成、担い手確保及び推進体制の

整備、3つ目といたしまして木材利用の普及啓発などに使うことができるということにされております。

31年度に予定されている主な事業といたしましては、森林整備に関する事業では、森林経営管理法に基づく森林所有者の意向調査ですとか、境界の確認、測量や市有林の間伐事業などでございます。

また、人材育成、担い手確保に関する事業では、林業技術者の能力向上のための研修会や講習会を初め、新規就業者の安全確保に対する支援事業などを行う予定でございます。

また、木材利用普及啓発関係では、山づくりフォーラムの開催ですとか、山づくり計画書を策定する予定でございます。

そして、新しく始まります森林経営管理制度の概要でございますが、ことし4月から経営管理法が施行されるということで、新たな森林管理システムがスタートするということでございます。

新たな制度では、森林所有者さんに適切に森林の経営管理をする責務をまず課した上で、それができない場合は市町村が経営管理権というものを取得しまして、林業経営に適している森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託をし、林業経営に適さない森林については市町村みずから経営管理を行うというものでございます。

手法といたしましては、まず市町村が森林所有者の意向調査を行いまして、経営管理権集積計画というものを作成することとしております。郡上市としては、放置すると災害が発生する可能性が高い森林で、かつ崩壊等が発生した場合、民家に直接被害を及ぼすと考えられる森林から、優先的にこの計画を作成してまいりたいと考えております。

自己管理ができない森林で経営に適している森林は、その所有者に経営を林業経営者に委託するように促します。森林所有者には経営管理受益権というものがございまして、あらかじめ管理委託先と利益の配分方法を協議して決めることができる仕組みになっております。

経済的に成り立たない森林を市が経営管理を行うということになった場合は、森林環境譲与税を財源にして森林整備を行うこととしており、森林所有者に対してはその費用負担は求めないこととしております。

あと、森林マネジメント協議会というものも支援していきたいと思っております。郡上森林マネジメント協議会というものをつくりまして、市内の森林の一元化と、川上・川中・川下の連携を強化して進めて、皆さんの持っている山を後世に残るように守り続けていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） ありがとうございます。

森林環境譲与税につきまして、初年度は8,550万円、10年やったか20年やったか知りませんが、ちょっと聞き漏らしましたけども、2億8,000万円ほどになるというような答弁でございましたが、この財源を有効に森林の整備というよりも森林を生かすために施策をお願いしたいと思えますし、一番の問題は生産物である、要するに木材価格が安いということが一番問題でありますので、そこら辺のことをどう克服していくかというのがこれからの林業の大きな問題であると思えますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

先ほど答弁の中にもございました郡上森林マネジメント協議会についてであります。この協議会は市内の森林・林業、木材産業関係の団体により、この2月の15日に設立されたと承知をいたしております。

この協議会に、市としては何を期待し、何をさせていただくのか、施策の中にもマネジメント協議会への支援をするというふうになっておりますので、具体的にどんな支援になるのか、また木材の生産・流通・消費構造の効率化という文言がありますけども、これはどのようなことなのかということについて、かいつまんで御説明をいただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、郡上森林マネジメント協議会の支援ということについてお答えさせていただきます。

マネジメント協議会ですが、先ほど申し上げましたように、市内の森林の一元化と、川上・川中・川下の連携強化を図るという目的で設立されたものでございます。

ここで言います森林の一元管理とは、郡上市の森林データを共同利用しまして、森林計画書の作成を支援して、森林経営管理制度を推進しようとするものでございます。

川上・川中・川下の連携強化とは、川上とは素材生産業、川中は木材市場、製材、川下は建築業者、消費者ですが、川上・川中・川下それぞれの事業体、そして川上・川中・川下相互の事業体の共同体制を築くことで、木材供給のマッチングを行いまして、地域の一体感を醸成していくことを目的としております。

具体的な支援でございますが、協議会は意向調査ですとか境界確認等の事業を市から委託を受けて行うこととしておりまして、現在は2団体でございますが、近い将来、法人化を目指すということにしております。

経営が安定するまでの当面の間でございますが、森林環境譲与税を活用しまして、人件費などに係る経費の一部を支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

また、質問にございました木材の生産・流通・消費構造の効率化とはどういうものかと申し上げますと、まず効率化のほうですが、川上での森林資源の情報、川中での市場ですとか製材での在庫

や需要の情報、川下での建築設計や消費者ニーズ等の情報を共有できる体制を講じることで、川上では需要のある木材を重点的に生産することが可能となり、また反対に川下では森林内の供給可能な資源に基づいて設計施工することが可能になります。これにより、生産から流通、消費までの流れがスムーズに行われることが期待されるというものでございますので、よろしくお願いします。

(18番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) 先ほども申しましたけども、いずれにしても木材というものがどうやって有効に生かされるかということについて、今の説明を聞いてもよくわかりません。というのは、幾らぐらいなら適当で、今言われた生産から流通、消費がうまいこといくのかと。

材木というのはかなりの重量がありますので、人的ではなかなかできない部分がありますし、これは大変有効な資源なんですけども、山においてこんならんというようなことでは1銭にもならんわけですので、このことについてはなかなか解決が難しい問題であると思いますので、山もとというか、木の価格のほうへ森林環境譲与税が使えるのか使えないのかというようなことについても研究をしながら、林業政策に当たっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、2つ目でありますけども、観光振興についてであります。

国では、観光庁発足以来、外国人観光をふやそうということで、いろんな施策をしていただいておりますが、昨年3,000万人を突破したということで、今後ますます増加させようと、また増加するであろうというふうに思われております。

郡上市においては、観光立市郡上ということを推進するために、中核団体でもある郡上観光連盟にさらなる組織強化と、戦略的な観光振興に必要となるデジタルマーケティングシステムの調査研究、構築を支援し、観光庁が認める日本版DMOへの登録を目指すというふうなうたっておりますが、郡上市観光連盟は郡上市の観光立市を推進する上でも重要な役割を担うということは、私もそのとおりであるというふうに思います。

新年度予算でも大幅な増額がされており、観光連盟の活動内容、支援策等についてお伺いをしたいと思います。

また、観光庁が認める日本版DMOへの登録を目指すとありますが、日本版DMOというのはどんなものであるか、簡単に説明をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長(兼山悌孝君) 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長(福手均君) では、まず観光連盟の組織強化等々についての質問でございます。

観光立市、来年度は3年目に入りますので、今まで以上にスピード感を持って推進してまいりたいと、そのように思っております。今まではどっちかという行政主体でありましたけども、こ

れからいわゆる民間活動への移行ということで、今、御指摘のありました観光連盟の強化ということを一つの目玉にしております。連盟としては、デジタルマーケティングに取り組みまして、日本版のDMOへの登録を目指すというふうに目標を考えております。

具体的には、観光連盟の事務局体制としまして、今まで連盟プロパーの事務局長がおりませんでしたが、新年度からは連盟プロパーの事務局長と、そして事務局員、また新しくデータ収集と分析を専門に行う事務局員の3名を現在募集して人選中でございます。

データの専門員は、観光庁がDMOを登録する場合の必須要件ともなっておりますので、整備をする必要がございます。この3名に加えまして、既に雇用済みですけれども、民泊推進協議会事務局との兼務職員1名、そして市職員の兼務職員1名、トータルでは5人体制を4月から組んでまいりたいというふうに思っております。

そして、連盟の事業でございますけれども、合併してから今まで地域の単位協会と連盟の2つに分かれておりますが、地域の単位協会におきましては、それぞれの地域の観光振興、そして複数の協会で連携して、おどりやスキーのキャンペーン等を行ってまいりました。そして、連盟本所としましては、各地域の協会の調整、また国内キャンペーンの参加をしますけれども、インバウンドにつきましては市の観光課と連携して、総括的に連盟本所が行ってきた、そんな15年間でございました。

来年度から、DMO登録を目指すに当たりまして、キャンペーンの積極的な取り組み、そして新しい観光商品の販売造成、そして効率的な誘客活動ということで、宿泊につきましても力を入れていきたいと思っております。

民泊推進協議会につきましても今活動しておりまして、ことしの春には約2,200人の教育研修を受けるということを予定しております。

また、DMOにつきましては、まず全国的な傾向でございますけれども、数としましては全国全体で昨年の12月現在で県外の広域DMOが8件、そして県内の連携のDMOが54件、また市町村単位の地域DMOが40件となっております、岐阜県下では下呂と高山の観光協会のそれぞれ2件が登録されている、そんな状況でございますし、いわゆるこれからの時代の観光地の経営というそういった幅広い観点から、DMOというのが今後の観光施策の中心になるというふうに考えております。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) ありがとうございます。

いずれにしても、観光というのは全国的にもそうですが、郡上としてもこれはかなりの外貨の獲得する大きな産業でありますので、DMOがどのような今後の役割をしていくのかというようなことについても非常に興味のあるところでありますが、DMOにつきましては最後の質問者が準

備をされておるようでありますので、そちらのほうに任せることといたしまして、いま一つ、郡上市は日本一おどりのまち郡上というのを推進しようということで、シーズン中にこれだけ長い期間といたしますか、日にちを踊るといような、全国的にも珍しいことでもありますので、これは特異なことかなということでもありますし、市長もみずから積極的に参加されている姿は敬服をいたすところでございます。

というようなことで、新たなる推進策ということについて、今後どんな取り組みをされるのかということについてお伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） おどりにつきましてお答えをいたします。

今年度、30年度から日本一のおどりのまち推進事業ということで、従来、幾つか項目が分かれていたものを、予算も一本化しまして進めてまいりました。新しい試みとしましては、市民参加のおどりカードというのを昨年の夏にかけまして配布しました。

少し実績を御報告申し上げますと、市内の小中学生全員に配りました。約3,100人にカードを配りまして、おどり会場への参加を促したということで、結果としましては3回以上参加した小中学生が209人でございます。そして、5回以上参加した子どもが103人、これは内数ですけれども、209分の103は5回以上ということでした。

また、会場で声を聞いてみますと、兄弟の小さい子にも、ぜひ一緒に行きたいので、そういった子どもにもカードを配ってほしいという声もたくさんありましたので、ことしの夏からは小中学生プラス、加えて幼稚園、保育園児にも対象を拡大したいというふうに考えております。そして、親子でのおどり参加を促してきたということがことしの新しい取り組み。

また、中学生がげたづくりにも取り組みまして、ことし300人ほど取り組みましたが、来年度ももちろん継続していくと、そんなことでございます。げたをつくることによって、おどりに親しんでほしいということです。

また、白鳥おどりにつきましても、交通対策として警備員の増加、あるいは仮設トイレの増加も予定しておりまして、これについての補助金の増額もお願いしているところでございます。

また、もう一つ、おどりにつきましては、ことしの夏、新しい取り組みとして徹夜おどりが2カ所で行われますけれども、その間をシャトルバスでつなぐという、そういったことも計画をしております。具体的に申し上げますと、8月の13、14、15の3日間、夜ですけれども、バスを2回、八幡から白鳥に対して出すということです。

時間的には、八幡を夜の11時30分に第1便を出しまして、それが白鳥に12時に着きます。とんぼ返りで帰ってきまして、12時半には八幡に帰ってくるというのがまず1便。第2便は、深夜2時に出まして、2時半に白鳥へ着いて、3時に帰ってくる、こういう便を走らせるというのを今計画し

ておりまして、お客さんの動きでいきますと、八幡で郡上おどりをしていた人は、11時半のバスに乗れば白鳥に12時に着きます。帰りのバスは白鳥を2時半に出ますので、白鳥おどりを2時間半楽しめるといことです。逆に、白鳥で踊っている人は、12時に向こうで乗れば、12時半に八幡に着きますので、次のバスが出る2時まで1時間半、郡上おどりを楽しめると、そんな企画をここの夏は考えておりますので、御報告でございます。

言うまでもないんですけども、おどりというのは単なる観光資源ではなくて、郡上人の生活と精神に深く根差した宝でございますので、これをさらに磨いて、郡上の光として、多くの方に見て参加してもらえ、そんな気持ちで努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

(18番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) ただいま、盆の期間中のシャトルバスの話がございました。宣伝がうまくいって行き届けば人に乗っていただける、そうでなくてもやっているうちに認知されるというようなことありますので、これは下呂のシャトルバスよりは非常に効果があるのではないかとこのように考えますので、何人ぐらいがそれを利用されるというようなことはまだわかりませんが、サービスとしてこれが定着すれば、また意義があることかなというふうに思いますので、とりあえずやってみることに意義があるというふうに思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思します。

次に、3番目ではありますが、産業振興についてであります。

地域の稼ぐ力をより高めるための分析ツールとして、産業連関表を作成するというふうにございますが、連関表というものはどういうものであつて、どのように活用をするものか、またこれを活用して大変効果のあつたところが、事例があるのかということもわかれば聞きたいと思しますし、どう活用して、何を期待しておるのかということについてお伺いをいたしたいと思します。よろしくお願ひします。

○議長(兼山悌孝君) あらかじめ職員の入場を許可しておりますので。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長(福手均君) 連関表についての御質問でございます。

皆様、きょう、お手元にこういうカラーペーパーを1枚、お配りしております。これをひとつ見ながら、そしてこれと同じものを大きなパネルを用意しましたので、両方見ながら御説明をいたします。よろしくお願ひします。

連関表といひますのは、郡上市内において1年間に生産された商品・サービスの取引状況をまとめた統計表で、郡上市と市外との産業のかかわり、あるいは産業構造、そして産業間のかかわりを取引額ベースで把握するものでござひます。

きょう、お配りしましたこのものにつきましては、一番基本的な表になりますけども、取引基本表と呼ばれる各産業間のかかわり合いを表にしたものでございます。これにつきましては、ベースとなりましたのは平成23年の経済センサス、その数値を用いまして、簡易な方法で13の産業部門にまとめて、連関表のいわゆる予備段階といいますか、ひとつつくってみたということでございます。まず、見方について御説明を申し上げます。

産業連関表は、縦と横で見えてまいります。まず、1から13まで、それぞれ部門がございまして。この場合には、農林漁業からサービス業、最後は分類不明というところがございまして、それぞれ縦と横に入っております。

まず、縦の見方から御説明しますと、左の枠内に、原材料等をどこからどれだけ買ったか、新たに生まれた価値は幾らかというところが縦の表でございまして。そして、横の表につきましては、そうやって生み出した商品等をどのように売ったかというのが横の表になります。こういったことが、連関表の見方の基本でございまして。

これにつきましては、ひとつ別のパネルを用意しましたので、これは皆さんにお配りしてございませぬけども、簡略したものを今お目にかけます。

例えて言いますと、ミカンが100万円分つくるとしますと、内訳としましては、農薬に50万円をかけます。そして、電気に10万円を使います。そして、付加価値というのはいわゆる粗利といえますか、新しく加えた価値、いわゆる富がふえると、そういう関係でございまして。こういうふうにして、ミカンが100万円分つくると。

100万円分つくったミカンをどこへどのように売るかというのが横の表でございまして、ジュースの原料として、市内の製造工場等に40万円分を売る。そして、あとは最終財というのは、これは市民が買う消費でございまして。この場合には、普通は生で食べるミカンとして60万円のミカンを販売する。合計100万円となりまして、ここの数字は一致するというのが産業連関表の基本でございまして。

こういう見方をしてもらおうということを御説明した上で、もう一度、この表に戻ります。

例えばですけども、黄色い枠の農林漁業、これが製造としましては縦の列であります。これが同じ農林漁業から、全体では70億8,000万円を生産した、これは23年の統計でありますけども、その内訳として、農林漁業から9億4,500万円、約10億円のものを買って生産をいたしました。

その下のほうへ行きますと、製造業から1334という数字が入っておりますが、これは13億3,400万円のものを買って生産をした等々ずっと見ていきまして、最後に内製部門というものの合計が34億9,300万円、約35億円がいわゆる原価であります。

その下の部分の白いところが総付加価値といまして、さっき申し上げた郡上の生産活動によってもたらされる新しい価値、いわゆる富を加えるということですけども、それが約35億円で、ト一

タルでは70億円のもの生産されたと、これはある程度23年の統計で裏づけのある数字となります。

では、これをどのように使ったか、買ったかというものが、右側の列になります。右側から2つ目に行きますと、3番の製造業、これが約21億9,500万円、約22億円ですが、これがさまざまなものの原料として製造業に売ったということです。

さらに右のほうへ行きますと、12番にサービス業というものがございまして。ここが571、5億7,100万円、例えばこれは旅館で郡上市内の農産物を料理して出した、あるいは道の駅に青空市場に出した、ここがここに含まれます。

そういったものを作って行って、さらに右側のほうに行きますとグレーの部分がありまして、ここが1つのポイントですけれども、移輸出というのがグレーの網かけがあります。ここが43億4,800万円、郡上の場合には農林漁業の産物を市外に対して約43億5,000万円を売りましたという数字があります。

逆に、右側のほうのグレーは16億4,000万円、これがマイナスがついておりますが、これは市外から買ったという意味であります。その総合計で約70億8,000万円、こういった見方をしております。

少し説明が前後しますが、ここは一般的な1から13というふうに、簡略的に今項目を設けておりますが、これを本番の31年度につくる郡上の連関表においては、郡上の特性を生かして、産業としても特徴のある例えば漁業、鮎等販売の内水面漁業も1つ項目を設けますし、また観光関連のスキー場、あるいはスキー場等の娯楽業として、また宿泊業ですとか飲食サービス、こういったものも個別の項目にする、そんな計画でございまして。

ですので、今のサービス業には、今言いましたようなスキー場関係、宿泊とかも全部入っておりますので、かなりここが今大きくなると、これをさらに細分化して、郡上の特性に合わせたものを来年つくるということとございまして。

このように見ていきますと、何が連関表から見えるというところをここに4行、箇条書きにしております。

まず、郡上市の産業別の経済規模というのが、それぞれページであらわしたところを見ればわかりますと、言うまでもないですが、部門別に生産が出ますので、ここにおいて特性が出る。なおかつ、全体の市のGDP、いわゆる市全体での経済規模、これがここになります。一番下の経済波及効果の上に、一番下の数字2,659億円、約2,700億円が23年の統計によります郡上市の経済規模と。その上にあります約1,300億円、これが郡上で生産をして生み出した付加価値の合計、いわゆる郡上版のGDPというのが約1,300億円、こういった統計が見えるということです。これが、さらに来年度は詳細に把握もできるということとあります。

ですから、郡上の特徴を見ますと、12番のサービス業というのをずっとこっちを見ていきますと、

約851億円ということで、全体の総生産の約3分の1、これはかなりたくさんの部門を含んでおりますが、比率の高い部門になっておりますので、ここをさらに細かく見ていこうというのが来年の予定でございます。

また、先ほど言いました郡上市と市外とのかかわりということで、どの部門がどれだけのものを市外に売って、逆にどれだけのものを買っているかというのがわかるという表でもございます。

さらには、郡上市の産業構造としまして、産業の比重、構成等につきましては、各部門別の数字の対象でもって特徴が出てくる。

そして、最後に郡上市の産業間の取引状況といいますのは、まさに白い部分になりますけども、各産業別に全部関連が数字で出てまいりますので、この部門からこの部門にどうお金が動いているかというのが一目瞭然でわかると、そんな表でございます。

以上、全く走った説明ですが、連関表については、表の説明は以上でございます。

それで、どのように連関表を生かしていくかということですが、今言いました郡上版のGDPがわかりましたり、全体の経済状況もわかってまいるので、それを生かして政策を立ててまいりたいと思いますし、いわゆるデータをもとにしてさまざまな政策が立てられるということでございます。また、そのようにしていかなければならないと思っています。

各種イベント等の波及効果の期待値も、この表でもって出てくるということになります。

最後に、そういったものをホームページでの公表も予定しておりますので、そういった形で、シンクタンク、研究者、学生等への研究の活用も期待できるということで、市の職員、あるいは関係団体の職員に対する研修もしっかりしていこうという計画を持っております。

最後に、そういった先進的な例はどこかということでございますが、県内では高山市が既につくっているということで、各種政策に使っているということを知っておりますので、御報告でございます。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) ありがとうございます。

1遍聞いてもわからんというのが実感でありますけども、経済が数字でもって分野ごとにわかるということは大変重要なことかなということと、お金が市内でどのように伸びておるかということについてはわかることもできるということで、これはただ漠然とこうなっておるんやというようなことを言うより、数字で示せるということは非常にこれは有利なことだと思いますし、これを活用することによって、市内の利用を高めていくということにもつながりますので、ぜひともこれは有効に活用をいただいて、市内の経済の流通が循環型といいますか、市内完結というまではいきません

けども、そういう方向に向かっていくのがいいのかなということを強く感じましたので、今後とも御尽力いただきますことをお願いしながら、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、美谷添生君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分とします。

(午前10時53分)

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時06分)

◇ 三 島 一 貴 君

○議長（兼山悌孝君） 1番 三島一貴君の質問を許可いたします。

1番 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） 1番、三島です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私、今まで一般質問では、人口減少、少子高齢化問題を取り上げて、さまざまな質問をさせていただきました。本当に人口減少、少子高齢化問題によって、今まで当たり前に行行政としてできていたことが、これからは当たり前でできていたことができなくなる時代に入ってきておると思います。

また、財政上の特例措置も終了することから、大変厳しい予算編成になるようであります。

市長が施政方針でも言っておられます。郡上市合併してからの満15年、予算、今議会でも31年度予算が出ました。予算委員会でいろいろと御意見もさせていただきましたが、予算編成、事業等を見ますと、まだ達成前からこういうふうだったから、今もこう、そんなような事業や予算が存在をしていたと思います。

これから郡上市が5年、10年、20年先を考え、進んでいくには、しっかりと今ここで見直さなければならぬと考えます。

郡上市定員適正化計画による職員の減少、そして、公共施設等総合管理計画が進む中、最少の経費で最大限の効果を上げることが行政として必要であると考えます。

その中で、行政が今、すべきことをしっかりと見極め、行政ができることはしっかりと行う、そして、例えば民間でできることは民間にお願いをしていくことが必要ではないかという考えを持って、このたび、本日、一般質問をさせていただきます。

質問のタイトルといたしましては、行政がすべきこと、行政がすべきこと、そして民間ができることということで、3つの質問を掲げております。ちょっと御都合によって、普通は上から行く

んですが、順番を変えさせていただきたいと思います。先に、市立保育所・幼稚園についての今後の方向性ということをお先に質問をさせていただきたいと思います。

きょうの一般質問では、大概、今までは、これはできませんかとか、どうですかとか、そのような御質問をさせていただきました。きょうの一般質問では、これはできる、できないという御答弁は難しいのではないかなということは私も理解しております。この郡上市が、先ほども言いましたように、5年後、10年後、20年後、この先、どう進めていくか、どういった考えをお持ちで進めていくかということをお聞きしたいと思っておりますので、はっきりとした答えは出せなくてもいいと理解をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

市立保育所・幼稚園についてです。市内では、市立、いわゆる公立です。公立と私立の保育所・幼稚園が存在をしております。市内満遍なく配置されており、市民は安心して自分の子どもを通園させることができしております。

しかし、人口減少、少子高齢化により、生まれてくる子どもたちが少なくなっており、今までのように保育所・幼稚園に園児が集まらなくなっているのが現状であると思っております。

私、文教民生常任委員会の委員であり、市内のこども園に視察を行って御意見を聞いたりしております。

そして、私にも幼稚園の子どもがおります。一保護者として、さまざまな地域の御意見を聞いておると思っております。その中で、本日、質問をさせていただきたいと思っております。

こういった形で私立の保育所・幼稚園も園児が集まらなくて、これから経営等が厳しくなっていく時代にもう入っているというか、これからもまだ入っていくのではないかと考えます。

その中で、今、現時点、公立の保育所・幼稚園を行政で行っておりますが、そういった公立の保育所等をどうしていくのか、今後の方針についてお伺いをしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、市内の公立、私立の各園につきましては、平成16年の町村合併の後、西和良の保育園閉園を除いては、合併前の状況と変わらず、公立保育園が、幼児教育センターも含めますが9園、あと私立保育園、認定こども園を含めますが7園があります。地域的には、大和、高鷲、美並、明宝、和良地域については公立園のみ開設しておりますし、八幡、白鳥地域におきましては、私立園と公立園が開設されております。平成30年、昨年9月3日に開催されました第7回の議会全員協議会におきまして、公共施設適正配置に関する施設分類別基本方針と取り組みの経過についてということをお説明させていただきましたが、その方向性案の中で、保育、子育て支援の姿勢につきましては、共働き世代の増加により、子育て支援施策として園の運営は必要であるが、一方、郡上市では合併

以降、公立の保育園が1園減少したものの、私立園は合併以前のままとされており、人口減少と少子化によっては、今後、園児数も少ない小規模園が増加することが見込まれることから、公立園の配置については、私立園を含めた地域の保育ニーズを見ながら、慎重に検討するが、既に私立園が運営されている地域においては、公と民間の役割を明確にして分担していくことが重要との考えが示されております。

こうした中、市内でも民間が進出することが難しい地域であると考えられますへき地保育園と言われる石徹白であったり、小川にある保育園につきましては、市といたしましても、移住交流人口を増加させるなど、政策を進める上で、郡上市にとっては必要な施設でありまして、こうしたところへは市が責任を持って対応することが必要、重要であると考えております。

また、公立園の役割というところでございますが、他の私立園に対して見本となるような、やはり、保育、教育の内容。例えば、今、増加しております食物アレルギー児への対応でありますとか、発達障がい等、特に配慮を要する子どもたちに適切な対応ができること、そのような内容を提供するためには、公立園の職員の質を高めて、公立、私立園ともに保育とか幼児教育をよりよい、質の高い幼児教育等を目指していくための先導役としての公立園の重要な役割があると考えています。

例えば、白鳥地域にあります北濃保育園なんですが、北濃小学校区にある唯一の園でありまして、そういうところから、歴史的にも保育園と小学校ということで、保育士と小学校教諭が連携を密にとっております。そういう中で、学校で、学校とか園の行事を通じまして、年長児がスムーズに1年生に上がっていけるような取り組みを進めています。

このように公立保育園は、小学校などとの行政機関と密に連携をしたり、取り組みのリーダーシップをとり、子育て期全般を見つめた取り組みをしていくということも役割としては重要なこととして捉えております。

私立園におかれましては、私立園設立の目的があり、それぞれの目的、その目的とか、それぞれの社会福祉法人がやってみえるんですが、その法人の経営努力により園を運営されて、私立園にしかなできないような特色のある保育が行えていると考えております。

保護者の方は、現在は保育園を選択できるということで、小規模園での保育園を希望される方であったり、反対に大規模園を希望される方、また、それぞれ園の取り組み、内容を見られて、希望される保育園を決めてみえると思われまます。

現在、郡上市は待機児童は出ておりませんが、人数は少なくはなっておりますが、保護者の方が公立で、公立か私立かの選択ができるという状況はとても有益なことだと考えております。ただ、議員がおっしゃられたとおりに、今後の人口減少でありますとか、あと、保育士の不足でありますとか、あとは施設の老朽化等の問題もありまして、現状のままの体制で数年後も施設を維持できるかどうかということは困難な状況になっていくことも想定はされております。

こうした中で、先ほどお話ししましたような、公共施設適正配置に関する基本方針にもありましたように、保護者の就労形態が大変多様化しております。その中で、子どもを育てていく環境といふところも変わっていくと思いますので、やはり、この保育につきましても、保護者の方、また、その地域の保護者の方の保育のニーズというか、そこは本当に慎重に見極めながら、公立保育園、あと、私立保育園がそれぞれどういう特色を出して、どのように役割を担っていくべきかというようなことは、先ほどの公立病院と民間病院のことも同じなんですけど、そういうところを見据えた中で、公立園としての役割を検討していく必要があると考えております。

(1番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 三島一貴君。

○1番(三島一貴君) 御答弁を聞きまして、しっかり考えられているのかなという感想を持ちました。

先ほどから言っているように、行政が公としてやるべきことというものをしっかりと持っていたら、思うには、民間サービスもある中に、その中に一緒にやってやるべきこともあるんですけど、民間もあるのであれば、民間にお願いをする部分を大事にしていかないと、このまま公立のものを存続していくことによって、例えば、民間サービスが停止してしまうようなことになってしまうということも大変寂しいのではないのかなと考えます。本当に民間にお願いできる部分はお願いをしていくという必要が出てくるのではないかと考えます。

市民からさまざまな意見を聞いております。地域を見てますと、昔というか、僕が今まで思っていたのは、大体、幼稚園、保育園というものは、住んでいるその地域の近くの場所に通うものだと思っておりました。私も子どもはもちろん自分の地区、地域の地区、一番近いところの幼稚園に預けております。しかしながら、市内を車で走っておりますと、あれ、このバスはこんなとこまで走って迎えに来ているんだなという姿をよく見ます。隣町まで迎えに行ったりとか、そういった先ほど答弁の中にありました、保護者がもう保育所、幼稚園を選べる時代だと言っております。

その中で、何でだろうという話を保護者の方に聞いたこともあります。さまざまな意見があります。両方の意見がありますので、もちろん公立がやっておるので安心して預けられるから、公立の保育所、幼稚園に預ける。しかし、逆のパターンもあって、私立の保育所のほうがサービス、また、いろんなことに対してよいからそちらに預ける、そういった御意見も聞きます。もう本当に両方とも捉え方はいろいろありますが、そういった御意見もある中、本当に今の昔からこうだからこうではなくて、時代の流れをしっかりと見ていただいて、保護者、市民の方が何を求めているのかということも思いつつ、また、もちろんこういった公立の保育所、幼稚園というものは、税金で設営をされておりますので、そのあたりも踏まえて、市がどのようにして今後進めていくかということを実際に考えていただきたいと思っております。

以上、1つ目の質問はこれで終わらせていただきます。

続きまして、2つ目の質問に入ります。指定管理者制度について、今後の方向性ということです。

地方自治法の一部改正により、この指定管理者制度というものが進められております。指定管理者制度とは何だろうということを調べさせていただきました。指定管理者制度の意義とは、一般的には利用時間の延長など、施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上と管理運営経費の削減による施設を所有する地方公共団体の負担の軽減であると考えます。こういった指定管理者制度の意義というものが訴えられております。

その中で、長い間、このようにこの制度をやられている中で問題点も浮上しているということを目にしました。制度導入の真の狙いが、運営費用と職員数の削減にあることから、行政改革の面だけが過剰に着目される。民間が行うことによりサービス向上を目的としているが、条例、施行規則等に阻まれることで、民間の実力が十分に発揮できていない。指定期間の終了後も同じ団体が管理者として継続して指定を受けられる保証がなく、正規従業員の確保等が困難である。比較的指定管理を受ける民間側のほうの問題点が浮上をしていると考えます。行政主導で民間にお願いをしているので、このような問題が発生すると思えます。もちろん税金で設置された施設です。一管理者によって私物化されるのを防ぐという観点からも、今の制度ではこういったことは当たり前だということも理解をしています。

まず、率直に質問をしたいと思えます。今後、本市ではこの指定管理者制度について、どうしていかれるのかということをお聞きしたいと思えますが、指定管理者制度のことで一覧をいただきましたら、これはいろいろな多岐にわたっての部署にありましたので、総括いたしまして、副市長に御質問をしたいと思えます。お願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） それでは、私のほうから、指定管理者制度について、お答えをしたいと思えますけれども、市のさまざまな施設、これは指定管理だけではなくて、いろいろな施設がございますので、全体の中でどうするかということを考えていかなければならないというふうに思っておりますので、前提として、市のさまざまな施設の運用、維持というものを、基本的にどういう考え方で進めているかということについて、まず、その点についてお答えをしてから指定管理のほうに移らせていただきたいということで、そのあたりを御理解いただきたいというふうに思えます。

まず、施設の運営維持の方向性について、基本的な考え方ですけれども、1つは小さな拠点とネットワークの形成という考え方を基本としていきたいというふうに思っております。

それは、高齢化、あるいは人口減少、さらに公共施設の老朽化ですとか、厳しい財政状況といったことを考えますと、そういった制約の中で市民の皆さんが安心、あるいは安全で暮らすことができること。それから、健康や福祉、あるいは経済活動、さらには教育や文化といったものの維持、

あるいは充実ということを進めていこうとすれば、そういうことを視野に入れた市政運営というのが必ず求められてきます。

そうした場合に、旧町村を小さな拠点という単位にしまして、その小さな拠点の中で市民生活や経済活動、それから教育や文化活動の維持できるような、必要な施設とか組織を位置づけて、地域全体とのネットワークを形成をしながら、物事を進めていくことが必要だろうというふうに考えています。

そこで、小さな拠点の中には、医療、保健、福祉、それから安心安全の確保、教育や保育、文化や伝統の維持、産業や地域振興、行政の窓口、こういった機能を持った施設や組織を位置づけて、それを運用をしていかなければならないというふうに考えます。これが1点目です。

それから、2つ目は、公共施設の総合管理計画に基づいて方向性を定めるということも必要だというふうにして考えております。この公共施設の総合管理計画の中では、施設の類型ごとに管理運営のあり方を方針として示しておりますが、その類型としては、行政施設、それから社会教育施設、スポーツ施設、保健福祉施設、産業施設、観光保養施設、学校施設等があります。こうした類型に基づいて、市が施設運用を行っていくものと、それから民間に譲渡するものと、それから市と民間が分担をして運営していくものと、こういったものを整理をすることによって、具体的な対応方針を定めていくというふうにして進めていくべきだというふうに思っております。

そこで、こうした考え方に基づいて、現在、施設の運用や維持について、どういった状況であるかということと、それから今後の方向について、まずお答えをしたいと思いますけれども、市が施設整備や運営に責任を持つものとしては、市庁舎や支所、それから消防施設のように、行政機能であるとか、あるいは防災に関するもの、それから病院や診療所などのように医療に関するもの、それから小中学校のように教育に関するもの、そして図書館や博物館など文化に関するものがあります。

市が施設を保有して民間の力を生かして管理運営に当たっていくものとしてスポーツ施設、それから産業施設、観光施設があります。こうしたものの多くに指定管理者制度を導入しております。

そこで、指定管理者制度についてお答えをしたいと思いますけれども、先ほど、指定管理者制度につきましては、議員のほうから少し御説明がありましたので、どういうものかということとはちょっと省略をさせていただいて、現在、市では、平成18年度から市が保有している公の施設にこの制度を導入開始をしております。平成30年4月1日現在で、キャンプ場等の宿泊施設、それから農産物の加工施設、それから道の駅、観光施設などの分野で、数にして64施設に指定管理者制度を導入しております。

こうした指定管理者制度を導入した効果と、それから課題についての御質問にありましたことに触れることになると思うんですが、そこについてお答えをしたいと思いますけれども、効果としては、

指定管理者制度の導入によって運営費用の削減であるとか、あるいは職員数の削減といったような、いわば行政のスリム化といった点について、これは効果が考えられます。それからもう一つは、民間のアイデア、それからスピード感を生かした行政サービスの向上という点で、また雇用の確保を含めた地域振興という点で、これも成果があるというふうに捉えております。

具体的に申し上げますと、郡上市のスポーツセンターのトレーニングジムは、指定管理者の提案と、それから一部負担をいただいておりますけども、最新のトレーニングマシンを導入されることによって利用者がふえるといった、そういった効果を上げております。

したがって、行財政のスリム化という点と、市民の皆さんへのサービスの向上に役立っているというふうにして考えておりますので、指定管理者制度というのは、一定の行政推進の上では効果があるというふうに捉えております。

ただ、課題として御指摘になったようなことは現にあるわけですし、条例や規則に阻まれて、なかなか民間の実力が十分に発揮できないといったこともございますが、一応、前提としては、市が必要を持って設置をしている公共施設でありますので、指定管理者には設置目的を達成するというために、やはり限られた手法、あるいは手段の中で管理運営を行っていただかねばならないという、そういった点ではやむを得ない部分があるというふうにして思っております。

しかし、行政側が気づいていない運営の工夫ですとか、改善といったものは当然あるわけですので、その点については、民間の事業者さんのすぐれた経営手腕を生かしていただくことが重要だというふうに思っておりますので、こうしたことについては、双方が意見交換をするということも今後大事にしていきたいというふうに思っております。

したがって、指定管理者施設の目的を達成をして、公共施設として保有をしなければならない分につきましては、これはたくさんあるわけですし、また、社会の変化で設置の目的が不明瞭になってきた分もちろんあります。だから、目的を達成して、もう既に必要ないんじゃないかというものもありますので、こういったものについては、民間への譲渡であるとか、そういったことも含めて、より有効に活用ができる方策というのを探していきたいというふうに考えております。

それから、もう一点の課題として、指定期間が短いので、継続的な雇用の確保が課題であるということにつきましては、これはおっしゃるとおり、指定管理期間の満了の継続性の問題と、それから正職員の確保のことですけど、大きな課題となっておりますので、このことについては、地方自治法では、指定管理者の指定は期間を定めて行うことと規定はしておりますけれども、具体的な年限は明示しておりません。

したがって、市のほうは、郡上市指定管理者制度の運用に関する指針において、指定期間を原則として5年とし、新たに制度を導入する施設につきましては、指定管理者としての的確性であるとか、あるいは適正を見極めるという意味で3年としておりますし、譲渡する場合も、その検討

期間として3年としておりますので、そういった前提の中で、総務省の調査の中では、平成27年4月1日現在で全国に7万6,788の施設がありますが、その施設の中で4,378施設について、指定の期間を10年以上としております。それから、それは全体の5.7%に当たりますが、また、平成24年の同期と比較しても、全国的には指定の期間を長くしているという、そういう傾向があります。こうした全国的な動向も踏まえながら、今後、適正な指定期間についてはさらに検討を深めていきたいというふうに思っております。

今後、指定管理を、その譲渡の方向性につきましてですけれども、今ほどお答えしましたことを踏まえることとなりますが、現在、策定しております公共施設の総合管理計画を反映させることになると思いますが、繰り返しになりますけれども、公共施設が設置されている目的、それから果たす役割をいま一度明確にすること。それから目的や役割から公共施設として市が引き続き設置する必要性が低い施設につきましては、譲渡や廃止を検討していく。また、引き続き市が設置する必要性が高い施設につきましては、直営、もしくは指定管理のどちらがより効果的、かつ効率的な活用ができるかということについては、今後検討して手法を決めていきたいと思っています。恐らく、道の駅なんかがそうした対象になっていくだろうと思っておりますが、道の駅は、やっぱり産業振興というそういった側面もありますので、そういった場合に、民間への移譲といえますか、そういったことも可能性としては排除しないで検討を進めていくことが必要だというふうに考えています。

(1番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 三島一貴君。

○1番(三島一貴君) 副市長言われたとおり、やはり行政としてやるべきものはしっかりとやっていただいとということです。答弁の中でありましたいろいろな課題等もありますが、その課題というのは、指定管理者制度という看板があるからこそその課題が出てきております。逆に、その看板が外れれば、本当にその課題がなくなるのではないかとことを思っておりますし、国の話になるんですが、高度経済成長を踏まえ、進んでいく中で、人口も多くて、経済もよくなってきたときに、その時代に、もうとにかく行政が何でもやればよいというような形で、とにかく行政がいろんなことを手をかけられたんだと思っております。今、そのまま進んできているのじゃないのかなということを僕は強く感じておるんですが、これから先ほどから言っているように、人口が減少していく中で、これは行政が今までどおりやるべきものなのかということをすごくクエスチョンのマークがつくところであります。

この指定管理者制度の分野別の一覧表、先ほど64施設と言われましたが、それを全て目を通させていただいても、これが本当に今、この本市にとって必要なのかというのを思います。本当であれば一つ一つお聞きしたいところでありますが、時間も限られておりますので、そういったことはお聞

きはいたしません、こういった施設も、もちろん指定管理者の方、そして地域の方としっかりと相談をしていただかないといけないと思っております。その地域に必要であるのであれば、市民が必要であると言われるのであれば、必ず残すべきではございますし、指定管理者の運営状況を聞いて、そのあたりもこれからどうしていくかということは考えていく必要があると思います。

しかしながら、これはもう必要ではないのだろうかとか、いろんな面が出てくると思いますが、例えば、その施設を民間譲渡するのももちろんですが、例えば、公募をしたりとかして、どうなんですか、行政が販売をするみたいな形で、民間サービスに譲渡というか、そういう公募をとって、買っていただくようなこととかもできないのかなということちょっと質問させていただきたいと思っております。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） ちょっと質問の意図がよくわからないんですが、公募をすることによって、施設を、我々の立場からすれば売るということですね。それは、公の施設で普通財産として、いわば民間に譲渡できるものにつきましては、公募なり何なり、いろいろ方法はあろうかと思いますが、お売りすることは可能だというふうに思います。

（1 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） 済いません。ちょっと説明もあれでしたんですが、例えば、本当に民間サービスでも、行政のそうした施設を販売してもらえるとということであれば、喜んで買われる方も出てくると思います。そういったことで、全てが行政が抱え込まないといけないということではなくて、本当にもうこれはというときに、手放していくことも考えていただきたいなということを思います。本当にこれは早い段階でやっていっていただかないと、すぐに全てをとということではなくて、先ほど言ったように、どうか地域の人ともしっかりとお話をしていただいて、進めていっていただきたいと思っております。

それでは、3 点目に質問がありますが、今、施設のことに対して、副市長結構答弁されましたんで、これまた重複するのかわかりませんが、最終の質問とさせていただいて、その他民間委託できる施設を市としてどうしていくのか方向性はということですが、全国的に本当に調べさせたらと、行政が民間委託をしている事業等もあります。先ほどと一緒に、一つ一つ本当は聞きたいんですが、時間がありませんので、大枠として、市として、この事業に対してどうか、そうした意見じゃなくて、これから郡上市としてどう進めていくのか。先ほどの答弁もあったと思いますが、いま一度しっかりと聞きたいと思っておりますが、例えば、調べますと、学校給食の業務も民営化をされている自治体がございます。また、今、水道事業も徐々に事業が、事業会計が変わられたということで、民間になっていく方向性にもなっているとお聞きをいたしました。

そういったことで、そういった全国的にでも、よその自治体がそういった民間譲渡、民間委託をしていっている現状の中、市としても、また、大きな事業があります。今、ちょうど光化をしている郡上ケーブルテレビ、そういった事業もまだ行政サービスとしてやっていただいていると思いますが、そういったものを含めて、郡上市としては、大枠としてどう進めていくのかを、どうしましょう、市長、副市長で、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） 民間に譲渡を進めていくのかということですが、基本的には、例えば、水道等につきましては、これは市民の皆さんの健康、安全に直接かかわります。いわば生命線でございますので、そういったものについては市がきちんと管理運営をしていくべきだというふうに思っておりますし、学校給食の給食センター等につきましても、これも最近の子どもたちの状況を見ますと、アレルギーですとか、さまざまな対応が必要となってきますので、そういった問題に対処するためにも、これもやはり子どもたちの健康を守るという意味で、行政がきちんと管理運営をしていくことが必要だというふうに思っております。

ケーブルテレビ等につきましては、これは施設を比較的長い期間、例えば、ケーブルテレビにお貸しするという形で、運営はもう全てお任せするという、そういった手法も考えられますし、恐らく今後、道の駅等については、どうするかという話題になろうかというふうに思いますが、道の駅は観光的な施設もありますし、それから地域の産物の販売といったような側面もある。同時に、最近では、防災、安全といった、そういった機能を道の駅に持たせているという、そういった流れがありますので、必ずしも産業、物販のみでないという要素がありますから、一定限度はきちんと、いわば公的な機関が確保して、そして民間にやっていただける部分については移譲するといった、そういういわば双方がきちんと話し合いをした上で、その道の駅の運営についてどうすべきかということについては、これは今後十分検討しなければならないことだというふうに考えております。

（1 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） ありがとうございます。本当に行政がやるべきこと、もちろん郡上市役所の皆様は行政のプロであると思っております。だから、行政がやらなければいけないこと、公のサービスというものはプロが必ずしっかりと行っていただく。

しかしながら、民間サービス、例えば物販とか、そういったサービスというのは、やはり僕は行政の方々は苦手分野ではないのかなということを思います。お金もうけを、何々を物売ってお金もうけをするというところは苦手分野だと思っております。そういったところはやはり民間にお願いをしていただいて、やはりそういったそれはその道のプロに任せるといぐらいにさせていただいて、こういった市政の運営をしっかりとやっていただかないといけないのかなということで、こう

いった形で今回質問させていただきました。

一応、質問の相手方に市長も含めております。最後に、市長所感をよろしくお願ひいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上市としての考え方は、副市長が体系立って申し上げたとおりでございます。時代はいろいろと変わっていきますが、その中で、郡上市として、行政として住民の負託に応えてやっていかなければならないものは、しっかりこれを進めていくと。御指摘があったように、私も基本的に、これまで行政でやっていたことを民間に任せたいほうがうまくいくと、それは行政といってもいろんな仕事がありますから、先ほどの物販とかなんとかって、そういうのは確かにそのとおりだと思いますが、そうでない行政の中核にかかわるような仕事が、行政でなくて、民間のほうがうまくやれるということは、逆に言うと、私たち公務にかかわっている者は猛省をしなければいけないというふうに思っています。むしろ、公務員としての資質、能力を高める。そして、余りもちろん経費的にもかからない道というものもきちっと探っていくべきであって、むやみやたらと民間化すればいいというものではないということをしっかり考え方も中心に置きながら、進めてまいりたいというふうに思います。

（1 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） ありがとうございます。最後、先にもお話ししました。今回の質問は行政がすべきこと、民間にできることは民間にとということで、本当に今、市長からも言われました。行政がやるべきことはしっかりとまた職員の方もレベルを上げていただいて、やらなければならないことはしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、三島一貴君の質問を終了いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後 1 時とします。

（午前 11 時 43 分）

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

◇ 野田勝彦君

○議長（兼山悌孝君） 4 番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

4 番 野田勝彦君。

○4 番（野田勝彦君） 日本共産党、野田勝彦でございます。議長の許可をいただきましたので、

2点にわたりましたして一般質問をさせていただきます。

第1点目ですが、中学生の制服をめぐる問題について伺います。

小学生は、とりあえず今のところは制服というのは特に定められておらないんですが、中学になりますと、いずれの中学も、市内のですね。制服が指定されて、半ば強制という言葉はふさわしくないかもしれませんが、着なければならぬとされておるわけですが、随分長い間、この制服が続いておりまして、私もさかのぼっていつからかわかりませんが、それが半ば空気のごとく、当然のごとく、ずっと着用をさせ、しております。こういうふうの流れで来ております。

ですから、その是非論、一時は廃止論などもいろいろあったんですが、これは市議会の話ですけども、それから教育的な効果や問題点について、余り議論というのがなされたことを私聞いたことがないんです。

今回、だからそういう意味において、これを教育的にどう捉えたらいいかということに関連しながら、幾つか質問を申し上げます。

制服は、どのように着用させるかということは、各学校で、先生方は随分気を使っていらっしゃると思うんです。そういう意味では、生活指導とか生徒指導という分野で、この着用の仕方について、あるいはルールについていろいろ指導されると思うんです。その場合、当然ながら、それは教育の一環ですから、時代の流れや生徒の状況や意識などを考えながら、常に点検をしていく必要があると思います。そういう点では大変教育的な問題であると。

しかし、きょう私申し上げることは、本来ならば、この教育については、学校独自の主体性の問題です。親さんや生徒本人、あるいは学校の先生方の主体性の問題ですから、外部から余り強制的なプレッシャーをかけるべきではないとは思いますが。そういう点で、私はきょう、今後、この制服についての議論がもしあるならば、ぜひとも参考にしていただきたいという程度で幾つかの提案をさせていただきますと思います。

最初に伺いたいのは、この前、予算審議の中でも1番議員のほうから質問があったわけですけども、やや重複するかもしれませんが、改めて、まず第1点は、ことしの郡上市全体の中学生の入学生の数と制服を購入した生徒の数、その比率でも結構です。

次に、制服の男女別の形態です。セーラー服、学生服、旧態依然としたといいますか、昔のままの学生服もあるでしょうし、セーラー服もあるでしょうし、これは伝統的なものといいますか。あるいは、一部にはブレザー型も導入されております。

それから、購入の価格、これは最高、最低を示していただければ結構です。学校別は必要ありません。

それから、購入に際する補助の有無。

最後に、着用の校内的なルールです。どういう場合に着用させているのか、あるいはしなくてい

いのか、あるいはその要領と申しますか、もしそういうことがあれば、全体として、学校ごとには必要ありませんので、全体としてどういう着用を指導しているのか。

以上について先に伺います。よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それではお答えをします。

中学生の制服の現状ということで幾つかお尋ねがありましたので、順に答えていきたいと思っております。

まず、平成30年度、今年度でございますが、市内8つの中学校の新入生の総数は338名でございます。新しく制服を購入した生徒は、郡上市全体でいきますと149名です。率に直しますと44%となります。ただし、中学校ごとに購入率を見ていくと、高い学校では64%、低い中学校では26%というふうに、中学校でかなりの差が見られるということでございます。また、衣料店にお話を聞きますと、最近の制服の品質が向上し、長持ちするので、兄弟や知り合いから譲り受ける傾向がだんだん高くなってきているというお話を聞きました。

2点目でございますが、制服の形態についてでございます。男子は詰め襟の学生服、これについては7校、それからブレザー型1校、それから女子についてはセーラー服が5校、それからブレザー型が3校と、色とかラインとか若干違いがありますが、広報郡上の12月号に市長とふれあいの懇談会の表紙の絵が出ておりますが、各学校の代表が制服で参加をしている写真がありますので、もし色合いとかラインとかの違いがあれば、こちらを参考にさせていただければと思います。

3点目ですが、購入価格ですが、これ衣料店でお聞きしましたけど、男子の一番安いところでは約2万6,000円、それから最も高いところでいきますと4万1,000円。それから女子の制服について、一番安いところでは2万7,000円、最も高いところでは5万600円というふうで、このように、先ほど言いましたが形態とか値段がばらばらになっておりますけれど、中学校の制服は合併前の町村教育委員会や中学校、それから衣料組合等が冬の寒さとか、それから製造業者の廃業を機に、中学生にふさわしい制服について、各中学校ごとに検討し、見直しがされた結果です。

また、最近でございますと、西和良中学校と和良中学校の統合時も準備委員会で検討されて、現在のような制服とか体操服になっております。

それから、市の制服の購入に対する補助についてですが、就学補助費の補助はありますけれど、それ以外、制服のみを対象にした補助制度は、現在ありません。

それから、着用のルールについては、登校するときは制服を着用しますが、登校後に体操服に着がえ、日中は主に体操服で過ごしております。入学式とか、そういう式典、または定期テストのときなど、時と場合に応じて、服装で、合った服装で参加するようにしております。また、下校時には、制服に着がえて下校する学校と、体操服で下校する学校がそれぞれあります。また、冬の間は

制服の上にコート、それからマフラーなどの防寒具、積雪がある場合など、また、けがをしている場合などは、体操服での登校を許可すると、そういう学校もあります。

以上で、状況でございます。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) この前の予算審査のときは、購入率が二、三割だという話をちょっと聞いたんですけど、若干変更があったんですね。結構です。4割ぐらいは新規に購入しているということですが、それにしても、もらったり、譲り受けたりというのが随分たくさんあるということでありまして。もっとも結構値段も高いですので、幅もありますけども、この幅は倍とは言わんけども、倍近くにもなる。こういうことがわかると思います。

それから、着用ですが、ほぼ登校服と言ってもいいぐらいの実態のようです。日中はほとんど体操服といいますか、これは一番活動がしやすいということもあるでしょうし、当然、そうなるかもしれないですね。下校時も半分ぐらいといいますか、着がえる場合も着がえない場合も、そういうふうな利用の仕方のようなようです。

そこで、こうした実態は登校が中心で、あとは日常的には余り着用しない、それから各学校ばらばらで値段もばらばらと、こういう状況の中で、果たしてこれは制服を着用させるという教育的な問題というのは、あるいは意義というのはどんなふうにお考えでしょうか。2つ目の質問です。

以上、よろしく申し上げます。

○議長(兼山悌孝君) 教育長 石田誠君。

○教育長(石田 誠君) それでは、お答えをします。

制服の着用の教育的意義等については、制服だと家庭の経済状況が服装に出にくいというメリット等があるかと思いますが、それ以外にも6点ほど考えておりますが、1つは、制服を着て、ともに生活することで、生徒同士の連帯感、一体感の助長されると。2点目に、他校と違う学校独自の制服を着用することで、愛校心とか、所属感につながると。3つ目に、入学式とか卒業式の場合に応じた身だしなみをする中で、社会のルールやマナー等を学ぶことができる。4つ目に、進学などを節目に、新たな生活に向かう気持ちを引き締めていくという効果がある。5つ目に、校外活動など、他校と見分けがつきやすく、集団行動の指示や安全性の確認が非常にしやすいということ。6つ目に、保護者から、子どもが登校のときの服装で悩むことがなく準備ができ、兄弟等で使い回すことで経済的であるというような意見もいただいております。もちろん野田議員がおっしゃるように、保護者の中にはこうしたメリットを支持するのではなく、制服が高価であることや、学校ごとに一律で自由の選択がないこと。また、転校すると服装を変えなければならないというような課題もあります。そうしたメリット、デメリットを含めて、中学生にふさわしい服装について、生徒、

保護者、それから学校等で話し合われた結果として現在の制服になっていることを教育委員会としては尊重したいと考えておりますし、また、服装の着用のルール等については、生徒会で話し合っ
て決める自治の力の育成においても大切な教育活動だと考えております。

以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 改めて、いろんな教育的価値といますか、理由があると、ちょっとなるほどと伺いまして、そう思っておりますが、一般的に、私たちはそろろろということの美しさ、例えばマスケムなんかそうです。ぴたっとそろろろって一糸乱れぬ、これは美です。制服というのは、みんなが着用してそろろろおれば、そういう美というものもあり得るでしょうし、何より、今、おっしゃったように、他校との区別、見分けがつきやすい。これはもちろん着用しておればの話ですが。

それから、よく言われるのが、連帯感とか「our school」と言います。自校意識という言葉が出てくるんですが、そういうこともよく言われてはおります。

確かに、そういう側面は結構あるんですが、逆にそれが生徒の教育上、阻害になっているという面、これは細かく議論し始めると切りがないことなんですけど、そういう面も私は考えておく必要はあるのではないかと思います。

これは、ちょっとこんな小さいもんで、大変、申しわけないですが、字は多分読めないと思えますけど、東京中野区の小学校6年生が、区長に、ぜひ制服をこういうふうにしてほしいというお願い事項を書いた内容です。そのチラシでございます。中を見ますと、ズボンがいいというアンケートが圧倒的。スカートのみというのはたった3人だったと書いてあるんです。要するに、スカートだけではなしにズボンを認めてほしい、スラックスです。性的マイノリティの人だけがはきたいわけではなくて、みんなが選びやすい環境をつくっていただきたい。女の子の身体を守る。スカートは体がとても冷える。痴漢被害に遭いやすい。スラックスは暖かい。いろんなことが書いてあるんですが、こういうのを小学校6年生がとって、区長に請願に行ったんです。区長はどう言ったかといいますと、こう言いました。多様な生き方、個性や価値観を受け入れることのできる社会を実現させたい。そして、中野区では、大幅に制服が変更になっていきました。

本来、服装というのは、頭髪と同様に、個人の人権と言うと大げさに聞こえるかもしれませんが、人格、個性にかかわる部分だと言われます。これは、学校内は別だよというふうな論理になると、制服は是認しなきゃなりません、職業的な区別を目指す、例えば警察官の服装とか、こういうのは特別誰でも納得できるんですが、しかし、学校生活において、そろえる必要ってあるんでしょうか。いや、むしろ、先ほど着せていくのは、着るのは簡単だと。何も悩まなくてもええ。あるいは、家庭の経済力が反映しにくいからいいではないか。いずれも私は消極的理由のように思います。も

っと教育として捉えるならば、きょうはどうか、自分の服装を。そして、自分の選択として服装を考えるとということを指導したほうが、むしろ私は主体性を持った、自主性を持った教育になるのではないかと考えております。これはいろいろ議論があるところですから、きょうは横に置いておきます。

そこで、次のような、とりあえず制服というのは維持するという前提で、次のような提案を私したいと思います。一遍御検討といえますか、見解をお願いしたいと思います。

まず、第1点は、郡上市内は統一の制服にする。これは、今までずっと学校ごとに制服がありましたから、学校のアイデンティティというものはあるんだろうと。しかし、考えてみれば、男子みんな学生服でしょう。女子にしてもセーラー服が圧倒的で、そうでないのは3校でしたから、さほど特徴というのを重視したわけではないと思います。そもそも一緒なんですから、ほとんど。ですから、市内の中学は全部同じ服装でもちっとも構わんと私は思います。いや、むしろ積極的な理由として、まず第1にスケールメリットが生かせやすい。全校、市内一緒ですから、数もずっとふえます。それから価格も、この前、1番議員が言いました、聞きましたけど、これはまずいんじゃないか、これは平準化できます。当然、同じ価格になるでしょうから。譲り渡しも広域化できます。そして、「our school」という学校独自の考え方を「our city」に変えることができるんじゃないか。合併以来15年たちまして、私も、私はぼちぼち制服も合併してはいいかと提案したい。

2つ目です。購入価格の一部助成を考えるべきだ。御存じのように、憲法第26条第2項で、義務教育はこれを無償とする。授業料はもちろん、今、教科書までなりました。私はかねがねからずっと言っているように、給食費もしてほしい。そして、制服も、これは公費負担であるべきです。なぜなら、自由ではありません。家庭にこんだけの負担を強要するわけですから、当然ながら公費負担は考えるべきだと思います。むしろ、給食費以上の私は必要性があると思います。給食費も大切ですけど。あれやこれやと考えると、みんなただにしなきゃならんとか、そういう議論になりますけども、一遍、これは考えるべき大事な観点かと思いますが。ただ、制服の場合は全員が購入しませんが、全額補助というわけにもいかんと思います。したがって、2分の1とか3分の1とか4分の1とか、そういうことで一遍補助を考えていただきたい。今現在は入学税に相当する、これを入学祝いに変えていただきたい。

3つ目です。スラックスの導入。これは即やってもらいたい。冬場、あの若き中学生の女子の生徒はどんな寒い思いをしているだろうか。ズボンを着用している男にはなかなかわかりにくいかもしれせん。暖かいことは絶対ないと思います。そこで、スラックスを導入し、自由に選択できるように、私はスカートがいいわという子はそのように。これはぜひとも必要なことだと思います。

それから、最後に、以上の観点から、私は「制服」という呼称を「標準服」にしていきたい。

厳格な枠をはめて、枠ではめて従わせなきゃならんという制服のイメージを払拭し、先ほど教育長が申しあげましたように、式典のときとか、改まったときには標準の服だよ。これでいいじゃないですか。

以上の見解を伺います。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、見解のほうを述べさせていただきます。

最初に、市内統一の制服にしてはどうかということで、譲り合いが広域化にできることなどメリットがあるということを書いてみましたが、このことについては、PTA等の協力を得て、負担軽減については今後も考えていく必要があるかなと思っております。

でも、先ほど申しあげたように、現在の制服については、保護者、それから繊維組合の業者、それから同窓会、それから学校の職員の方々が何年もかけて話し合いを重ねて、例えばブレザー型等に変更した、そういう経緯もあります。また、中学校を卒業された地域の方とか、独自の制服に愛着を持ってみえる方もおいでです。また、早急にということについては、体格や体型に合わせて、業者の方も多くの在庫を抱えながら、各学校の対応をしていただいているというようなことを考えていくと、今後の学校の統廃合等をあわせて、広く見通しを持った検討をしていく必要があるかなと思っております。

2点目でございます。制服の補助のことにつきましては、先ほど申しあげたように、郡上市においては就学援助費以外に補助はしておりませんが、これからも譲り受けることが多くなっていくことも考えていくと、就学援助費以外の補助は難しいと考えております。ただ、県内の学校において、補助をやっているところも調査しましたが、今のところないというようなことですが、今後、中学校の統廃合を考えていって、先ほど言った譲り合うことの機能が作用できないような場合、負担が大きくなるというような場合については、補助を含めて検討する余地があると考えております。

3つ目のスラックスの件については、防寒対策、十分防寒服だとかマフラーの着用等で各学校考えておりますが、それ以外に言われました性同一性障害等への対応について、スラックスの使用をしていったらどうかということでしたが、県内においても、冬季の間、女子のセーラー服にあわせて、その学校では男子用の学生服のズボンを選択できるような試みをしたところがあるというふうについて調査をしましたが、親さんのそういう思いとは別に、子どもの選択の中では、まだそういうのが実現していないということです。よって、今後、郡上市においても、生徒、それから保護者の意見や地域の実態に応じて検討をしていきたいなと考えております。

それから最後でございますが、制服という呼び名よりも標準服をということですが、野田議員のおっしゃるとおりに、転校時とか、いろんなことをメリットを考えていくと、そういうことも大切かとは思いますが、呼び名については、なれ親しんだ制服というのが混乱がないので、いいではな

いかと思いますが、ただし、現在も進めておりますが、下校時の服装とか、それから積雪時の対応等の服装のどうあるべきかについては、今後、生徒会、それからPTA等で協議していく必要があるかと考えております。

以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 幾つかフォローをしたいところですが、時間もありませんので、ただ、統廃合を見据えて、むしろ私の提案はより効果的ではないかと思えます。

続けて、2つ目にまいります。2つ目は、自衛官募集に係る国の情報、自衛隊からの情報提供の要請についての問題です。

御承知のように、安倍首相が自衛隊募集にかかわって6割の自治体が協力をしとらんと、協力しとらんどころか拒否という言葉をしたしか使っていました。ということをし繰り返して発言し、議論になりました。我が郡上市は一体どうなのかというのをちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

通告の最初は、郡上市へも名簿提出の要請は来ているかというふうに書いておいたんですが、これは予算審査の中で、自衛隊から2万5,000円のお金に来ておって、これによって郵送してということですので、要請が来ているということはわかりました。したがって、この1番の質問は省きます。

2番ですが、その自衛隊から情報提供、資料提供などの要請が来ているはずですが、それについて、その内容を、ちょっと細かいですが、幾つか確認をさせてください。一部の市、これは全国的にはほんのわずかですが、情報取り扱いに関する協定書というのを自衛隊と結んでいる市があると聞きました。我が市は結んでいるか、否か。

2つ目、郵送で募集要項を郵送しているということですが、それは自衛隊から郡上市さん、あんなのほうで郵送してくださいと言われてのことなのか、市のほうから、こちらで郵送しましょうかと言ったことなのか。

3つ目、募集要項の内容は、自衛隊が作成したのか、市が作成したのか。多分、自衛隊だと思いますけど。

4つ目、封筒の差出人、あるいは中の要項、中に同封するものの中に郡上市から出ているということがわかるものがあるかどうか。

5つ目、対象年齢は18歳及び22歳と聞いておりますが、その全員なのか、そして女性は対象なのか。それから、自衛隊から預かったというお金は2万5,000円だと思いますが、82で割ると82円で、封筒は、割ると300通ほどになりますが、300通の宛先はどうなのか。全員なのか、大体、そのぐらいなんではないでしょうか。でも18歳と22歳、両方ありますから。それから、対象者への郵送のほかに、

自衛隊に資料提供が別にあるかどうか。閲覧も含めて。こうした個人情報自衛隊以外に、募集や就職のために提供している例はあるかないか。

ちょっとたくさんで申しわけありませんが、以上、よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） ただいまの御質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1つは自衛隊との情報の取り扱いに関する協定書を郡上市が結んでいるかということでございますが、こちらにつきましては、郡上市といたしましては、議員の言われるような協定というものは締結いたしておりませんし、岐阜県内の市町村でもないということをお聞きしております。

あと、郵送の件でございますけれども、一応、自衛隊法97条第1項では、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うというふうの規定をされておりますし、自衛隊法施行令第114条から第120条では、都道府県知事及び市町村長の行う募集等に関する事務の内容でありますとか、報告、または資料の提出について規定されております。これらは法定受託事務というふうにされております。郵送は、募集事務の一部として、自衛隊からの要請を受けて実施しているものであります。自衛隊法97条第3項におきまして、都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに都道府県警察の行う協力に要する経費につきましては、国庫の負担というふうにされております。

そういったことから、郵送経費につきましては、募集事務の地方公共団体委託費として、一応配分されておるということでございます。

あと、募集要項、案内の内容でございますが、こちらにつきましては、防衛省が作成したものを使っておりますし、封筒の差出人につきましては、自衛隊岐阜地方協力本部郡上地域事務所というふうになっております。郡上市役所の名称というものは、封筒であるとか、また、募集案内には一切入っておりません。また、封筒自体も、この岐阜地方協力本部郡上地域事務所で用意されておるものを利用しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、郡上市独自の文書類につきましても、同封はしておりませんので、よろしくお願いいたします。

あと、その対象年齢でございますけれども、一応、翌年度末に18歳または22歳に到達する男女を対象にしておるということで、現実に、調査時点では前年度に調査されますので、調査時点では17歳または21歳ということになります。

今、ありました郵送料の件につきましては、実際には高校生には、ちょっと待ってください。人数的には406人と346人に、平成30年度の場合は送っておりますので、郵送料としては約5万円ぐらいかかっておりますが、国からいただいておりますので、郵送料としては約2万5,000円をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、募集に係る住民基本台帳の閲覧以外という以外には、資料の提供というものはしておりませんし、また、自衛隊以外へのほかの団体への提供とか閲覧というものもございませんので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) よくわかりました。封筒の中に、あるいは外に郡上市から来ているんだということはわからないということは、私は本当にいいことというか、当然のことやけども、それは大きく評価したいと思います。

ただ、2万5,000円いただいて5万円の出費というのはちょっといただけないのではないかと。これはどうしたもんだらうかという、それはどういうふうに考えたら、私もちょっとわかりませんが、またいずれ提起したいと思います。

それから、ほかには閲覧もないし、ほかへの情報提供もないということで、すなわち自衛隊だけに要請があって、こういう処置をとらなければならないということですね。

私は、これはかなり重大な問題をはらんでいる。先ほど、総務部長のほうから、自衛隊法や施行令や、あるいはその他で規定されていると申されましたが、その規定の内容というのは、いずれも自治体は募集に関する事務の一部を行う、あるいはこの事務の一部というのはどういう一部なのかははっきりしませんが、普通はポスター張ったり、募集要項をどこかに置いたり、そういうことが想定されるんですが、郵送まではしなさいというふうに解釈するのかなどか、ちょっと微妙なところだと思います。

そして、資料の提出を求めることができると、施行令です、120条、求めることができますから、しなければならんということは一切ありません。

それから、もう一点ですが、この施行令のほかにもう一点が、住民基本台帳法第11条にも閲覧を請求することができる、国のほうは。閲覧を請求することができる、こういう文言が出てきます。いずれもできるという表現であり、しなければならんというのは一切ないわけです。

そこで、次にこういう質問をさせていただきたいと思いますが、この市民の個人情報の、恐らくこれはちょっと私確認をしてないんですが、本人に対して、こういうふうに情報を提供しますよということは了解をとっていないと思います。了解なしに個人情報をこういうふうに利用する、使うということは、かなり一つは問題点があるということ。ただ、市の個人情報保護法の中には審議会 of 了解があれば、本人に連絡する必要がないというのがあります。審議会のほうで了解をされているのかどうか。

それから、もう一つは、地方自治の本旨というのが憲法上の日本の地方自治の体系の中にも非常

に大きな意味を持っておりますが、その本旨の中に団体自治というのがございます。地方自治体は、国あるいは民間では、民間などの他の団体から、あるいはさまざまな組織からいろんなさまざまな圧力を受けて、そしてゆがめられてはならないという、地方自治は独立をしていなければならないというのがこの団体自治なんです、ともすると自衛隊からの要請というのは、特別視しているのではないかと、そういうされている傾向が私は強くなっているのではないかと思います。

したがって、この問題は個人情報情報を外部に出すと、出さんとか、そういう問題を越えて、地方公共団体の主体性の問題にもかかわってくる問題、こんなふうを考えております。

ともすると、さっき言いましたように、自衛隊は特別な存在になりがちであります。これを、我が郡上市はどのようにして団体自治を維持していくのかという観点から、市長さんの答弁をいただきたいと思っております。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思っております。

この自衛隊の募集に関しての住民基本台帳情報の閲覧等については、総務部長が答弁したとおりでございます。

今、まず最初のこのケースについて、個人情報保護の郡上市の条例に基づく審査会等にあらかじめ了解を得ているかということについては、了解を得ておりません、これについては、というのは、法令上の1つの根拠のある行為として行われているというふうに解釈をいたしておりますので、審査会に諮って、その可否を諮るものではないというふうに思っております。

まず、前提として、自衛隊については、一朝、事があったときには、国民を守るとか、東日本大震災のことを言うまでもありませんけれども、災害時、あるいは昨年の7月の豪雨もそうですが、最近では豚コレラにおける出動とか、いろんな非常に重要な義務を果たして、機能を果たしておられて、その構成員たる隊員をしっかりと確保するということが非常に大事だということは、私たち自治体としても考えなければいけないことかと思っております。

そこで、この問題についての団体自治、あるいは自治権、自治は確保されているのかと、こういう問題でございますが、確かに、日本の地方自治体の自治権というのは、これは固有建設とか、それから伝来説とか、いろんな根拠については学説もありますけれども、基本的には、先ほどちょっと口にされましたが、憲法第8章の日本の地方自治体の組織や運営に関することは、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めるといって、書いてある範囲の中で我々は日本の自治体というのは自治権を持っているというふうに解すべきものと思っております。

そういう中で、先ほどもお話がございましたが、現在は、自衛隊法という法律の97条によって、確かにその募集事務の一部を行うと書いてありますので、その範囲について事細かに規定してあるわけではございません。あるいはその今回、特に、一定の年齢層の人たちの情報を紙媒体ないしは電

子媒体で提供をしてくれと。従来は閲覧をさせてくれというふうに言ってこられてたのを、今年の5月の防衛大臣の各市町村長への依頼では、紙媒体ないしは電子媒体で提供してくださいという御依頼があったというふうに解しております。私ども郡上市としては、片一方では、住民基本台帳というのは、住民基本台帳法に基づいて、住民の居住状態とか、いろんなものを公証できるように、公に証明できるようにしっかり管理しているものでありまして、これは住民基本台帳法にしっかりとって管理をしていかなければならないものだと思っております。

その中で、閲覧というのは、これは自衛隊に限らず、第11条は、国又は地方公共団体の機関は、そのなすべき仕事について必要がある場合は閲覧を請求することができるとなっておりますので、従来の総務省等からの通知では、その閲覧は拒むことはできないというふうに解されております。そういうことで、この閲覧については、私どもも、これまでも閲覧をしたいということですので、閲覧をしていただいております。それで、自衛隊のほうからは、閲覧に来られて、書き写していかれるということでございます。

ところが、もう一方の一定の該当者についての情報を、いわば名簿を作成をして、それを紙ないしは電子媒体でくださいという、これは住民基本台帳法の規定からすると、写しの交付に相当する部分だと思っております、これは住民基本台帳法では12条の2という条文に書いてございます。その際には、住民基本台帳法上は、特定の人々の氏名と住所を明示して仕事上の理由も、必要上の理由も明記をして、写しを交付の請求をしてくださいと、こう書いてございます。

したがって、一定の投網を打つように、何歳代の人とか何かの人の情報を全部くださいということ、当然、住民基本台帳法上、その写しが請求できるとは、ちょっと読めないところがあると。

しかし、片一方で、請求をされるほうは、自衛隊法の施行令の120条において、募集に必要な情報の提供とか、そういう情報の提出を求められることができるという条文によって、それはできると解釈をして依頼をしてこられたということだと思います。

郡上市としては、先ほど申し上げましたが、従来から、必要な情報について、これは大体、氏名、それから生年月日、性別、住所、この基本4情報でございますが、こうしたものの必要な範囲において、従来どおり閲覧をしていただいていると。必要に応じて、向こうで書き写していただくと、こういう従来の情報の提供にとどめているというのが現状でございます。

したがって、私ども郡上市としては、これが法令の中で、住民基本台帳の管理は自治事務でもございますし、そういう意味で、そのような取り扱いで、郡上市の団体自治は守っているというつもりでございます。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 時間がなくなりました。大変申しわけございません。一言だけつけ加えさせ

ていただきます。

今、市長の答弁にありましたように、基本的には随分やっぱりいろいろと苦慮されてといますか、考えられて対応されているということはよくわかりました。ただ、今はこういうレベルといますか、この状態で終わっておりますが、ますます隊員不足の状況、若い人がいないという状況の中で、これからは、ひょっとして自治体ごとに、あるいは学校ごとに希望者を取りまとめよなんていうことになりかねはしないかと。そんなばかなという話ではなしに、これはひょっとして不可能といますか、あり得ない話ではない、方向としては、その方向に向かっているということを私たちは肝に銘じて、戦前、役場の職員が赤紙を持って回ったと。まさかと思いますが、こういう事態を絶対に再現させてはならないということを申し上げて終わります。大変失礼をしました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、野田勝彦君の質問を終了いたします。

◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、15番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

さて、この3月議会、新年度予算の議会であります。これまでに予算につきましては、市長さん、副市長さん、また職員の方々、本当に御苦労さまでございました。まだまだわかりませんが、議会のほうの提案も入れていただいた、提言も入れていただいたということでありますので、どうかいい予算になればと思っております。

本当にこの合併特例債、当初は1,000億円と言われておりましたけれども、600億円、700億円ぐらいになったかと思っておりますけれども、それが10年、あと5年延長されて15年ということで、平成30年度が最後であります。地方交付税も削減されていく中、基金も繰り入れしての予算、前年度対比0.5%減ということであります。

昨年は1月に豪雪がありました。そしてまた7月には豪雨、台風等の災害を踏まえ、減災・防災を重点に、また観光産業振興の柱に編成したということであります。

私は特に、合併特例債終了した後の予算編成、280億4,200万円はすばらしい予算であると思っておりますけれども、来年度、平成32年度の予算については、かなり厳しい予算になるような気がします。いずれにしても、ことしは元号も変わります。新年度予算が市民の負託に応えられる予算になればと思っておりますので、そういうことを願っております。

また、先般、議会運営委員会するときにも申し上げました。そしてまた、議員の皆さんの中にも質問があるということであります。この5月のゴールデンウィーク10連休と言われております。中身

については、また一般質問があるということでもありますけれども、10連休の中で公のところがやるべきこと、例えば医療関係、またごみ収集等々、そういったことも加味しながら、市民の皆さんに納得いく御答弁をいただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、第1問目の質問をいたします。

第1問目は、スマート農業ということであります。スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術を活用し、農業の省力化・精密化や高品質生産を実現することを推進する新たな農業改革ということであります。

テーマとしては、スマート農業が日本の農業を変える、また、農業の見える化によって後継者育成につながるということであります。農業振興、特にこのたび導入が全国的に期待されているスマート農業であります。

さて、郡上市のみならず全国的にもそうありますが、農業を取り巻く環境は厳しいものがあります。まず、農家人口の減少、高齢化が進んでおり、将来の農業後継者の確保が課題であること、また、耕作放棄地の問題、中山間地域では鹿、イノシシ、猿などの獣害問題、上げればたくさんありますが、こういった状況の中、将来にわたり農業を守り農地を維持していくには、農作業の効率化・省力化を図ることが必要だと思っております。

幸いにして、JAまた農業を専門にやっておられる方々が農地を借り上げたりして守っていただいていることは、将来の農業にとって意義あることだと思っております。

さて、県では農業の担い手確保に取り組むため、スマート農業を推進し、重労働のイメージを払拭するために、新年度にモデル事業として、海津市でロボットやICT、情報通信技術を取り入れた事業を行うということであります。

スマート農業を行うには、ロボットやICT等を取り入れた大規模な圃場で行うのは、最も効率的であるということでもありますけれども、これについて農林水産部長にお伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 尾村議員さんのほうの御質問にお答えいたします。

初めに、スマート農業についてでございますが、近年、ロボット技術やICT、情報通信技術でございますが、これらの先端技術の発展は目覚ましいものがございます。スマート農業はこれらの先端技術を活用して、農業従事者の減少による労働力不足を補うとともに、さらには農作業の効率化・省力化・高品質化を実現しようとするものでございます。

郡上市においても、農家人口の減少と高齢化が進行しておりまして、農業後継者を確保することは大きな課題となっております。将来にわたり山地を守り、農地を維持していくためにも、農作業の効率化・省力化を図ることが必要であると考えております。

郡上市内においては、平成31年度に郡上農林事務所の農業普及課がドローンによる農薬散布と直

進アシストトラクターによる埋め立ての現地適性を確認する圃場試験を高鷲町で実施する予定でございます。

また、このほかに県の新規事業といたしまして、最新スマート農業機械ですとか、機械の体験研修会などが計画されておりまして、市といたしましても、今後、県、JAと関係機関と連携を図りながら、スマート農業の導入を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(15番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 尾村忠雄君。

○15番(尾村忠雄君) ありがとうございます。スマート農業については、IT、つまり人工知能はそれぞれの分野で活躍しております。農業においても、経験や知恵がなくても農業に従事できる。つまり人材不足の解決になります。

また、トヨタの生産方式カイゼンにおいても、農業のノウハウを取り入れた農業のアプリケーションのプログラムの開発が進んでいるということでもあります。今後、こういったことを視野に入れることによって、次世代農業が必要になってくることは間違いないと思っております。

市内の圃場整備は、事業完了から30年から40年以上経過しております。水路等、道路等が老朽化し、また農業を効率的に行うには、農地を集約し効率的な作業を行うことが必要になるが、市内には耕作面積が小さく、効率的な作業のできない農地が多くあります。今後の農業を担っていく後継者を確立するためには、農作業の効率化・省力化が必要であることから、大規模区画圃場への再圃場整備、スマート農業の導入について、市長にお考えをお伺いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) お答えをいたしたいと思いますが、今、尾村議員が御指摘になりましたように、これからの農業、若い人たちに夢を持って希望を持って取り組んでもらうというようなためには、今お話があったいろんな先進的な技術を導入したスマート農業といわれるようなものを郡上市も可能な限り取り入れていくことは必要だというふうに思っております。

そういう中でいろんな農業機械の自動運転化であるとか、また、水管理のそうしたものの、AI機能を使った詳細な、あるいは科学的な管理というようなものが、これから出てくるだろうというふうに思います。聞くところによりますと、斜面でも自動的に作業ができる草刈り機なんていうのも考えられているというような話がございますが。

いずれにしろ、こうしたことを考えると、できるだけ農地の区画が大きく、特にちゃんとした形で圃場整備されるということは非常に大事なことだろうというふうに思います。しかし、片一方で、郡上市の地形的な制約から、区画を大きくすればするだけ、のり面といいますか、ボタも大きくなるというようなこともあると思いますので、必ずしもこうしたことが容易に進むとは思いませんし、また、仮にそういうことをやろうとしますと、そのための費用の負担をどうするかとか、あるいは、

そういう権利の調整をどうするかといったような、かなり複雑な問題もいろいろあるかというふうに思います。

しかし、そういう方向であるということは間違いありませんので、私も郡上市の中でいろんな関係者の合意が形成されて、そしてさらに現在よりも大区画化をするということに一定の合理性のあるところについては、そういうことを目指すというのも一つの方法だというふうに思いますし。また、現在、農地中間管理事業関連の農地整備事業というようなものも、農地中間機構ですね、そういうもの絡んだ、非常に費用負担も所有者の負担はなくて済むようなものもあるようですが、それはそれでまた一定の実施をする場合の連担、一定の面積規模であるとか、連担要件であるとか、あるいはそれを担い手にどれだけ集約をするとか、あるいはそういうことをやったことによって、それぞれ生産性が一定期間に20%以上上がることというような、かなり厳しい要件もあるようでございますので、こういう要件をクリアできるところが郡上市にどれだけあるかというようなことも問題になろうかと思いますが、いずれにしろ、そういったことは検討していく必要があるというふうに思っています。

しかし、片一方でこうしたICT化とかスマート化というのは、それをを行う農地のほうで大規模化するということだけでなく、そうした技術が、現在の区画等でも十分やれるような技術を開発するという方向にも向かうのではないかと、私は思っております。

特に水管理等については、大きなだだっ広い水田をつくるのではなくて、今の区画であっても、細かくAIに記憶、記録、管理をさせることによって水管理が十分にできるというような技術は必ず開発されてくるのではないかというふうに思っていますので、いわば両にらみで今後の農業政策というものを考えていく必要があるというふうに思っております。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 話はちょっとずれますけれども、先般、明宝で行われた自動運転車両、まさにこれは画期的なことであり、私も自動運転の車に乗せていただきましたけれども、まさにこういった時代になっていく。将来的には空を飛ぶ自動車も出てくる。農業もそういった観点から、やはり今、急にはできないと思っております。けれども、将来的にはそういったことを視野に入れて考えていく。それが必要ではないかなということを思っておりますので、前向きに御検討していただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、豚コレラ対策についてお伺いをいたします。

この質問については、けさ一番に17番議員がうまくというか、残念ながらというか、示し合わせたように重複しましたが、私は私なりの質問を通告しておりますので、御答弁のほうよろしく願いをいたします。

この質問については、通告を出した時点より日々内容が変わり、現状は不安な状況であります。

さて、昨年9月に岐阜市の養豚場で家畜伝染病豚コレラの感染が確認されてから、3月9日で半年を迎えることといたしております。今まで全国5府県で4万から5万頭の豚が殺傷されたということとあります。現在までも、感染の原因や経路はわからず、感染拡大のおさまる気配が見えない現状であります。

そうした中、国や県は原因の一つと見られる、野生イノシシ対策のワクチン散布に乗り出したものの、効果の検証には月日を要するということとあります。

また、その他の対策としては、野生イノシシが山中を移動して感染を広げるのを防ぐため、家畜への防護柵の整備、感染の広がりぐあいを把握し、野生イノシシの個体数削減につながる調査も引き続き継続するということとあります。また、養豚場に向けては、出荷や移動を制限された場合、補助金の制度等を設けるということと手厚く支援をするということとあります。

また、郡上市においても3月7日、農林水産部長より、野生イノシシの死骸が発見され、検査の結果陰性だったということで、我々としては胸をなでおろしておる境地であります。

そもそも豚コレラについては、豚やイノシシが感染するウイルス性伝染病で、人間がその感染した肉を食べても人体には影響がないということとあります。こういったことで、市においては、現在のところ大丈夫であります、やはり今は風評被害が心配であります。こういったことを踏まえ、農林水産部長にお聞きをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 尾村議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほど17番議員さんの質問と重複する点があるかと思いますが、よろしくお願ひします。

特に野生イノシシの対策ということで、そういったものにつきましてどういう対応しとるかということとございますが、県が行っている豚コレラウイルスの拡散防止対策といたしまして、大きく3つほどございます。

一つは、野生イノシシ調査区域内で野生イノシシの感染状況を把握するとともに、個体数を減らすため、調査区画を実施しておるということとです。また、陽性のイノシシがその場で発見された場合は、順次調査区域を拡大して捕獲を強めていこうということとございます。

2番目といたしまして、イノシシの移動を防止するために、本巣市から美濃市、関市を経て恵那市まで約144キロですが、長い期間にわたりまして、道路沿いを中心に移動防止柵を設けておられます。さらに3月25日からですが、これからですけど、この防止柵の周辺を中心に、野生イノシシ用の経口ワクチンを散布しまして、来年3月までに食べたイノシシにウイルスの抗体がつくられるかどうかなどの検証を行うということとをしておるそうとございます。

しかし、残念ながら、発生区域の野生イノシシの捕獲を強化したり、また発生区域からの移動を

防護柵による制限したり、さらに経口ワクチンを投与して感染を防止するだけの手法だけでは、豚コレラウイルスの北上を完全にシャットアウトすることは困難だと思われます。結果的に、郡上市内に豚コレラに感染されたイノシシが侵入することは避けられないことだと考えております。

このように有効な対処法がない状況ですが、郡上市としましては、現在もイノシシを有害捕獲鳥獣として捕獲を推進しております。今後さらに鳥獣被害対策、自治体の皆さんにイノシシの有効捕獲を強化していただきまして、イノシシの個体数を減らすことで、豚コレラのウイルスの拡散防止に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。なかなか見出せるところがないということでありまして、早期の収束を願うものであります。

先ほど市長のほうから17番議員への答弁がありました。いよいよあすで狩猟期間が終了ということでもあります。16日からは有害鳥獣の期間に入るということでもありますけれども、きょうの新聞によりますと、やはり猟師の方々が、来年の狩猟についてもどうなるか不安だということも書いてあります。こういったことを鑑みながら、早期の収束をお願いしたいものでございます。

次に、郡上イノシシが日本猪祭りでグランプリに輝いたということでもあります。これは全国のイノシシ肉の味を競う、第3回日本猪祭りが2月16日、東京都江東区であり、郡上市産の肉が初のグランプリに輝きました。このシシ肉の食べ比べには14県22の獣肉処理施設がエントリーし、郡上市が栄冠に輝きました。ここではジビエを扱う料理人や獣肉業者、関東圏の猟師ら約200名が食べ比べに参加し、試食をして投票したということでもあります。

こうした貴重な地域資源であるシシ肉がグランプリに輝いた市内の獣肉処理施設にとってはもちろんであります、ジビエ料理にとっても名誉なことでもあります。こういったことを踏まえ、ジビエ料理に関して、年間何頭ぐらい利用されているのか等々について、農林水産部長にお聞きいたします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） お答えいたします。

市内のジビエの解体処理施設でございますが、現在6つございます。これらは保健所の許可を受けた解体処理施設でございます、地区別には八幡町の西和良で1つ、高鷲町の大鷲で1つ、そして大和町が2つございまして、大間見で1つと大和町の島で1つと。明宝ですが、明宝の奥住で1カ所、そして和良町については、和良町の下洞で1カ所ということで合計6施設がございます。この6施設で1年間どのくらい処理されておるかということで聞き取り調査を行いました。平成29年度ですが、イノシシが61頭、ニホンジカが229頭、ことしの平成30年度ですが、これは3月8日

までの時点の聞き取りということになりますが、イノシシが47頭、ニホンジカが316頭ということで、このようにイノシシよりニホンジカが多く搬入されておりますし、ただし、イノシシにつきましては、ことし雪の関係でちょっととれる量が少なかったようでございます。

販売先のほうですが、市内では道の駅古今伝授の里ですとか、または、道の駅明宝のほかにも食肉業者や宿泊関係の方が購入されておるといことで、個人の方にも直売されておるといことをお聞きしております。また、市外では関市、岐阜市、名古屋市、東京都の飲食店などにも出荷されているようでございます。

以上です。

(15番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 尾村忠雄君。

○15番(尾村忠雄君) ありがとうございます。豚コレラ等々比較して、こういったジビエを競うことによってグランプリをいただいたということは、本当に郡上市のジビエに対する、そういった獣肉業者の方々にとっては追い風になっておると思っております。

けれども、この東京でのグランプリに輝いたことで、都市部へのジビエの普及、販路拡大を進めることが大切ではないかと思えます。こういったことについて、副市長にお伺いをいたします。

○議長(兼山悌孝君) 副市長 青木修君。

○副市長(青木 修君) それでは、都市部への販路の拡大についてお答えをしたいというふうに思いますが。

まず、これ東京を中心ですが、郡上のジビエのPRの活動を積極的に進めております。具体的に申し上げますと、一つは、郡上藩江戸蔵屋敷などで、体験的ないわばPR活動も進めております。中身ですけれども、猟師とそれからジビエをテーマにしたワークショップを行って、狩りの様子ですとか食材にするまでの過程、またジビエの実際の料理、映像とそれから実演、そして食の体験ということで、いわば食文化と食材についての価値を知っていただくということを進めてきております。

それから、もう一つ、六本木ヒルズなどで行われる行事の機会を利用して、郡上の水、それから米、乳製品、梅、こういったものを紹介と販売をし、自然を生かした郡上の食品の価値を知ってもらうということに取り組んできております。

また、実際にレストランのような飲食店へ食材として郡上のジビエ肉を紹介するという活動、これは直接売り込むという形ですけれども、そういった形で行っております。これも具体的に申し上げますと、地方創生推進のアドバイザーの方のネットワークを利用させていただいて、レストラン、それから日本料理店などへ実際に猟をされている方も一緒に同行させていただいて、その方の考え方とともに食材としての価値を知ってもらうということを進めてきております。

これは同じように郡上鮎についても同様でして、自然環境の様子とともに天然鮎の魅力も知っていただくということを進めて今きているところです。その過程で感じたことですが、単に物を紹介する、売るということだけではなくて、郡上の自然、それから文化、人、そういったこととともに郡上の食材の価値を紹介をするということが大事であるということを感じてきました。それは美しく、また豊かな山や川の恵みとしての水であり、米であり、鮎であり、ジビエ肉であると。そうしたことは、いわば守り育ててきた郡上の自然が、いわば食を育てているという自然の価値とともに食の価値も知っていただけたというように思っております。

それから、そういった自然の豊かさそのものが、食の豊かさ、おいしさにつながるということもわかっていただけたのではないかとこのように思っているところです。

もう一つは、自然を大切にしている、人の生き方がつくり出す食材に価値があると。このこともわかっていただいているのではないかとこのように思います。それは、猟をする人たちが、いわばイノシシならイノシシの命をいただく。そして自然の恵みに感謝をするという、そういう考え方で猟をされており、その考え方をいわば料理をされる方に共感をしていただく。そういう意味での食材の価値を知っていただけたというふうに思っております。ですから、命をいただくからこそ、ジビエの全てのものを無駄にしないで大切にする。もったいないという考え方でつくられた食材の価値というものを知ってもらいたいというふうに思っております。

ですから、今後、郡上の人、それから自然、文化の理解とともに販路を広げるという活動が大切だというふうに思っておりますが、具体的には、郡上の人、それから自然、文化を大変深く御理解をいただいて、港区を中心にして、首都圏に郡上を愛する人をふやそうということで支援をしていただいているアドバイザーの協力をさらに得ながら活動を継続していきたいというふうに思っております。

また、郡上市内で郡上の食材を生かした、郡上の食を提供していただく人をふやすということも大事だというふうに思っております。そういう意味で、ジビエの肉の質、それから量、こういったものの高いものをできるだけ安定して供給ができる体制を整えていくということが必要だというふうに思っておりますし、あわせて、港区を中心にして、郡上市と新たな都会の人たちとの人とのつながりをふやしていくことによって、郡上のさまざまないわばいいものを知っていただくことをこれからも進めていきたいというふうに思っています。

なお、今回の豚コレラに関して、特に猟をされている方が、若干意欲を失っていらっしゃるとう、そういううわさも耳に入っておりますので、せっかく努力してこれからさらに自分たちでも郡上のジビエを広げていこうと思っておりますし、あるいは風評被害広がらないように、私たちもこれ以上、そういったコレラのうわさが広がらないように、あるいは風評被害広がらないように、私たちとしても皆さん方と協力していろいろな取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

(15番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 尾村忠雄君。

○15番(尾村忠雄君) ありがとうございます。そうしましたら、最後に市長さんに御所見をお伺いしたいんですけども、野生イノシシ、冬の当初には南のほうへ向かい、春になると山のほうへ帰ってくる。そういった習性があり、本当にこの豚コレラについても危惧をしておるところであります。

それと、このジビエ料理、観光立市を目指す中で、静岡県の天城山、兵庫県の丹波篠山と並ぶ三大イノシシの産地、郡上のジビエ、観光立市を目指す中で大切なことだと思いますので、こういった2点についての御所見をお伺いをいたします。

○議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 午前中の清水議員の御質問にもお答えをいたしました。まず、郡上市へ豚コレラに感染したイノシシが入ってこないように、あるいはかからないようにということをまずは願うところであり。しかし、午前中にも答弁申し上げましたように、なかなか野生のイノシシの行動というのは、私たち人間がコントロールするというのが非常に難しい生き物であります。

今、県は、少なくともこれまで感染したイノシシが発見されている地域、そこから外へ出ないようにといえますか、その区域が広がらないようにということで、防護柵を張って、いわば一種の防衛線を張っていただいております。しかし、これもその長い防衛線の中には道路があったり、川があったりということで、その線が完璧に囲まれているわけではないので、24時間監視しているわけにもいかず、場合によっては南へ下っていったもの、あるいは南からイノシシが季節の移り変わりとともに、北上して入ってくるということは十分考えられると思っております。

この前もそういうことが疑われる事例があったわけですが、先ほどもお話がありましたように、幸いにして陰性であったということでもありますけれども、何とか、今県を初め感染地域で講じられている経口ワクチンの問題も含めて、そうしたことが功を奏するということを願うばかりであります。

ただ、先ほども言いましたように、これはコントロールできないものでありますので、場合によっては、陽性のイノシシが発見をされるということもあり得るということは、念頭に置いとかなきゃいかんというふうに思います。しかし、そうなった場合はそうなったときで、その広がりをするだけやはり郡上市の中でも抑制をしていくということだろうと思っております。

万一、そういう野生イノシシの陽性のものが見つかった場合は、説明もあつたと思いますが、その地点から半径10キロのところは、やはり狩猟とかそういうことが禁止をされるということになりますので、ジビエ肉としての活用ということも大幅に制限されるということだろうと思っております。

いずれにしろ、そういう事例が出た場合でも、できるだけ被害を最小限にとどめるための努力は、県や国の指導も得ながら、郡上市もやっていかなければいけない。そのためには、今、連絡会議等はいつでも事があれば開けるように準備をいたしているところでございます。

それから、そういう中ではありますが、ジビエの関係者にとっては非常に気もまれる毎日であろうかと思えますけれども、私たちもこれまでのジビエ関係者の努力、あるいは先ほど副市長が申しましたように、それを郡上市も先頭に立って、首都圏あるいはその他のところへも販路の拡大ということ、あるいは、この郡上市内においても、そういうジビエ肉を食するという文化を一つの地方の魅力として育てていくということについては熱い思いを持っておりますので、今後とも関係者とともに、そうした点の発展についても尽力していきたいというふうに思います。

(15番議員挙手)

○15番(尾村忠雄君) 懇切丁寧な御答弁をありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、尾村忠雄君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時35分とします。

(午後 2時21分)

○議長(兼山悌孝君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時35分)

◇ 古川文雄君

○議長(兼山悌孝君) 11番 古川文雄君の質問を許可いたします。

11番 古川文雄君。

○11番(古川文雄君) 議長さんより発言のお許しをいただきましたので、今回は1点について質問をさせていただきますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

1点目でございますけれども、美並地区の発電施設の状況と今後についてでございます。昨年の夏ごろから、美並メガソーラー発電施設工事が着工されておりますが、工事の進捗状況、完成見込み時期など、状況はいかがでしょうか。

また、施設完成後の売電金額と総事業費を伺う予定をしておりましたが、会社の事情によりまして雇用できないと伺っておりますが、売電単価と方向性がわかればお伺いをいたします。

あわせて、施設完成後の管理運営はどのようにされ、管理のための雇用人数はどの程度見込まれますでしょうか。また、雇用につきましては、地元の雇用が望まれますが、その方向性はいかがでしょうか。

平成28年の私の質問時には、発電施設の質問をいたしましたけど、そのときに工事の発注、物資等の調達は、地元企業や事業者の活用、雇用の面においても地元の雇用を強く要望しておりました。郡上市として、会社への市内活用の働きかけをどのようにされまして、その結果、政府からの状況はいかがであったでしょうか。

この工事では、毎日多くの従業員が投入されまして、従業員の方々が関市、高鷲町からも通勤されておまして、従業員の宿泊施設の確保に大変苦慮されていたようであります。宿泊意欲と市への経済面の貢献度はいかがであったでしょうか。

また、今後、施設完成後には市への固定資産税が見込まれますが、どの程度見込まれますでしょうか。また、工事に際しまして、連日、大型トラックが運行されておりまして、道路がかなり損耗している状況が見受けられますが、工事終了後の路面補修対策はどのように対応される予定でしょうか。1点ほど御答弁お願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君の質問に順次答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） では、私のほうから、まず順番にお答えをいたします。

まず最初の御質問ですね、発電施設の工事の進捗状況、そして完成の見込み時期ということでございます。建設工事の進捗状況でありますけども、若干のおくれは出ているというふうに聞いておりますけども、ことし7月の商業運転開始に向けて工事が進んでおりまして、7月1日に商業運転を開始する予定であるというふうにお聞きをしております。

続きまして、施設完成後の売電単価あるいは方向性ということでございます。これにつきまして、このプロジェクトは固定買取価格制度、俗にいうFIT制度を採用しておりまして活用しておられまして、売電単価は1キロワットアワー当たり24円というふうにフィックスされております。決まっております。

また、発電容量としましては、交流電流ベースでけども、42メガワットということでございます。42メガワットでございます。

また、施設の完成後の管理運営、そして管理のための雇用人数の見込み、地元の雇用の方向性ということでございますけども、発電所ができました後は、その維持のために管理責任者として、電気主任技術士及びその運営する会社が、そのために社員の数名の方がこの施設に常駐をするというふうにお聞きをしております。その彼らが運営管理を行うということです。しかし、そのほかに、いわゆる管理運営を行う上で必要な例えば草刈りでありますとか、あるいは冬場雪が降った場合の除雪、そういったことにつきましては、地元の工事事業者に依頼するというのを検討しているというふうに会社のほうから話を聞いております。

さらに、今までにおいてでありますけども、工事発注あるいは物資の調達は、地元企業や事業者

の活用、雇用面においても地元の活用を要望しておりました。それにつきまして結果はどうかということでもございました。結論から申し上げますと、事業者に対しましては、市のほうからも、工事に当たっては地元企業や事業者を使っていたくように要望しておりまして、結果としては、工事面では自営線の工事あるいは架台の工事において、地元工事業者に発注されました。また、現場の運営面では、シルバー人材センター、また産業廃棄物の処理業者、クリーニング業者、ガソリンスタンド等々におきまして、積極的に地元の事業者を活用していただきました。そして、郡上市内において宿泊先を探す場合も、まず地元優先ということで、地元のほうで優先的に探していただきました。さらに、従業員の方等の飲食につきましても、昼ご飯、夕ご飯を問わず、現場近くの商店ですとか、あるいはコンビニエンスストア、さらには156号線沿いの飲食店の利用があったというふうに聞いておりますし、いわゆる業者間の飲食懇親会等でも市道釜ヶ滝線沿いの飲食店等を利用したということでもございました。

私のほう最後でございますけれども、市への固定資産税等ということでもありますけれども、発電所用地につきましては、当事業者が土地所有者から賃貸借契約及び地上権設定契約を締結して事業実施をされます。ですから、借地ということですが、その関係で固定資産税が発生してまいりますけれども、具体的には、対象となります償却資産は太陽光パネル、そして架台、いわゆるパネルの台ですね、そしてパワーコンディショナ、そして送電設備、電力量計などになります。

また、このプロジェクトでは、送電線路としまして市道の占有ということも発生しますので、市への占用料の納付も見込んでおりますけれども、具体的には、固定資産税の見積もりにつきましては、投下事業費等が明らかにされておられませんので、現時点では把握できておりませんが現状でございますので、御了解をお願いいたします。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、私のほうからは、工事終了後の路面補修対策等はどういったふうにとということで、お答えをいたしたいと思っております。

今回のメガソーラー工事で、大型車が特に頻繁に通行したルートにつきましては、太陽光パネルの資機材搬入のために通行しました美並町下田地内の市道釜ヶ滝本線となります。このほかにも電線管路の埋設ルートとなった道路が幾つかございます。2月末の時点で電線管路の埋設工事は完了をいたしておるということでもございまして、道路の舗装復旧については、現在は仮復旧の状態であります。路盤が落ちつくまでの一定期間を経て、4月の下旬以降に舗装の本復旧作業に入るという予定であることを確認をいたしております。

通常、本復旧の際には、管路の掘削断面に加えまして、表層に影響のある幅を余切して舗装復旧をすることになっております。

この工事は、管路埋設が広域的にわたることや、通常の道路横断等の小規模な占用と異なることから、舗装の本復旧前に現場立ち合いを建設部のほうで業者さんで行いまして、復旧部分の確認や指示を行うことといたしております。

この事業に着手する前には、釜ヶ滝本線等の現況写真を残しておりますので、この工事による破損なのかどうかということも、それ以前からの状態のままかどうかというのは、確認をした上で対処することとなります。一部の区間では、オーバーレイによる全面復旧、そうしたことも視野に調整をしたい、そういうふうを考えておりますので、よろしく申し上げます。

(11番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 古川文雄君。

○11番(古川文雄君) 細部にわたりまして御答弁いただきまして、ありがとうございます。この発電施設の建設に当たりまして、地元の自治会、郡上市としまして、全面的に応援、協力、理解をしてきておるところであります。施設完成後には、郡上市からも雇用面、地元事業者活用をぜひとも会社に強く要望していただきますようお願い申し上げます。

現段階では、会社の事情によりまして公表できない項目がありますが、施設完成後には総事業費を初め会社の運営方向、固定資産税の内容をぜひとも把握いただきまして、御公表いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。1点目の質問を終わります。

2点目でございますけども、給食費の状況と給食費の早期助成を望むについてでございます。昨年11月21日の新聞に掲載されました中で、高山市が来年度から子育て世帯の負担軽減を図るために、小中学生の学校給食費の3分の1を助成されます。県内では、給食費の全額を助成している町が、岐南町、揖斐川町と聞いております。お隣の美濃市では、多子世帯への支援のために、平成26年度から給食費を2人目が半額助成、3人目が全額助成されております。本巢市におきましては、第3子から全額支給を商品券にて支給されているようであります。県内市町村の給食費の支援の状況はいかがでしょうか。

郡上市におかれましては、市内の小中学校、幼稚園の給食を食べておられる幼児、児童生徒の人数状況はいかがでしょうか。あわせて小中学校、幼稚園の給食費は月額どの程度かかっているのでしょうか。昨年の決算監査で指摘されました給食費の滞納状況と滞納者につきましては、先日の定期監査でも指摘をされておるところでございます。その対応はどのように行っておられるのでしょうか。

現状、お隣の美濃市でも、給食費の助成はされておまして、郡上市としまして、ぜひとも子育て世帯の負担軽減、出生人口増加のためにも、早期に小中学校、幼稚園の給食費の何らかの助成が望まれますが、いかがお考えでしょうか。2点目の御答弁よろしく願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 教育次長 丸山功君。

○教育次長（丸山 功君） それでは、お答えします。

大きく4点御質問がありましたので、順番に回答させていただきます。

まず、県内の給食費の支援の状況につきましては、ただいま議員が申されましたとおりでございますし、そのほかでは、下呂市では中学生のみ給食費の2分の1補助がございますし、池田町では第3子以降と、それから新年度から小学校6年生を対象に全額補助をされるということでございます。安八町では、第3子が2分の1、第4子以降は全額補助、また白川村では、第3子以降とひとり親家庭世帯に対しまして全額補助ということ。さらにこのほかでも、週に牛乳1本分を補助するとか、1食当たり10円の上乗せ補助をすとかいうようなところがございます。

それぞれ見ますと、市税の滞納がないことや保護者が先に給食費を支払い、その支払い額に対する補助金または商品券で支給をされるというようなケースが多いようでございます。多くの自治体が第3子以降ということを対象にしております。

ちなみに、この第3子という捉え方はいろいろございまして、社会人になって、上のほうの方が社会人になってもいいという場合とか、18歳未満とか、あるいは義務教育の範囲内とかいうようなことがございますが、郡上市で数えてみますと、義務教育で小中学校在学中で3子という家は160人、160世帯ということです。4子の方が7人ありますので、合わせますと167世帯といえますか家庭がこの対象にカウントとしてはなってくるというふうに考えられます。

続きまして、2点目の給食の数とか給食費のことでございますけれども、現在、郡上市では、学校給食センターが5つございますが、そこでつくっておりますし、それから単独調理校ということで石徹白小学校と小川小学校では調理をしております。食している児童数、小学校では2,064人、中学校の生徒数が1,065人、それから幼稚園もということでございましたので、はちまん幼稚園が41人、それから一部保育園になりますけど、北濃保育園で25人、それから特別支援学校が那比と大和がございますけれども、合わせて36人、合計しますと3,231人ということになります。それから、公立幼稚園のやまびこ園とみなみ園がございますけれども、ここは自園で調理しとるということでありますので、その保育園と幼稚園が一緒になっておりますが、幼稚園実数で申し上げますと、やまびこ園が36人、みなみ園は27人というふうになっております。

給食費でございますが、月額ですけれども、小学校は月額4,000円、中学校は4,600円というふうになっております。それから、幼稚園につきましては、はちまん幼稚園が4,370円、やまびこ園とみなみ園につきましては4,000円となっております。このはちまん幼稚園につきましては、夏休みの期間中に学校給食センターが休んでおる関係で、他の業者に依頼をしとるということで、金額に差が出ておるということでございます。

続きまして、3点目の滞納の状況についての御質問でございましたけれども、過年度分の給食費の滞納状況は、現在、1,283万7,000円というふうになっております。滞納者につきましては、定期的

に督促状の送付とか電話とか自宅訪問などによって納入していただくようお願いをしております。しかしながら、なかなか増加をしとるという状況で、過年度分につきましては、昨年度は118万5,000円、今年度は現在までに100万7,000円の回収をしております。また、当該年度の滞納分につきましても、平成27年度をピークに徐々に減少しておりますけれども、先ほど申し上げましたように、毎年の累積によって増加しとるというのが現状でございます。

定期監査で御指摘をいただきました、児童手当から滞納の給食費への充当ということでございますけれども、これにつきましては児童手当法の21条におきまして、児童手当の受給資格者が申し出た場合に、児童手当から費用を徴収することができるというふうにされております。したがって、この申出書をどのようにして提出をしていただくかということも含めまして、現在、関係課と調整を図っているところでございますが、これにつきましては早期に実施をしたいと思っております。

それから、学校給食費につきましては、いわゆる市税などですね、公法上の原因によって発生する公債権、公の債権とは異なりまして、私債権——私の債権ですけれども——となりまして、これは当事者間の合意によって発生する債権というものに属しますので、時効の取り扱いとか滞納処分などの方法が異なっております。したがって、こうした私債権を管理する条例等のあり方についても、今後一層研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、4点目の御質問でございますけれども、他市のように何らかの助成ができないかと、給食費に対してということでございましたけれども。まず、幼稚園の関係もございましたので、ことしの10月から保育料の無償化が予定をされておりますので、給食費は無償化の対象外となり、保護者の負担となります。

保育園の給食費の徴収につきましては、今、健康福祉部のほうで検討しておりますが、教育委員会のほうは幼稚園を所管しておりますので、これは関係部と協議して調整をしております。その際に、母子家庭ですとか低所得者の世帯とかいうところは、給食を含めた保育料が現在無償となっていたものが、この措置によりまして保護者負担となりますので、幼稚園児につきましても、これについては何らかの対応が必要というふうに考えております。

それから、小中学生の部分でございますけれども、小中学生に加えて、高校生までの医療費助成とか通学助成などを実施しております。また御承知のように、第3子以降に対しましては、小学校の入学前までの6年間、毎年10万円の商品券を配布します、いわゆる、がんばれ子育て応援事業、これを実施をしておるということで、新年度におきましても、当初予算額では3,510万円を計上しておるということでございます。

こうした特色ある子育て支援を展開をしております。したがって、冒頭に議員からも御説明がありました、各自治体においては、こうした取り組みを実施をしていないところもございまして、郡上市は子育てに対しては手厚い支援を行っているというふうに考えておりますので、新たな

助成は困難ではあるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 古川文雄君。

○11番(古川文雄君) 細部にわたりまして御答弁いただきまして、ありがとうございます。幼稚園の給食費助成につきましては、大変前向きな御答弁いただきまして、ありがとうございます。小中学校の給食費につきましては、郡上市の子育て支援施策はよく理解でき感謝しております。県内の助成状況とあわせて、お隣の美濃市でも助成をされておるところでございます。ぜひとも早い機会に、子育て世帯の負担軽減のために、小中学校、幼稚園給食費の何らかの助成をいただきますよう強く希望いたしますが、市長さん、いかがお考えでしょうか。よろしくお祈ひします。

○議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) お答えをいたしたいと思ひますが、古川議員さんのほうから給食費の無償化というような、あるいは、一部の負担の助成というお話がございました。それぞれの市町村によって子育てのいろいろな支援をしているものの形態と申しますか、そういうものが違ひますので、それぞれの市町村のこの市町村はこういうことをやっている。郡上市はやっていない。こちらはこれやっているけども、これやっていない。こういう比べ方をしますと、いろいろやっていないものもたくさんある。けども、郡上市は他市町村がやっていないものも、やっているものもあるということで、この子育ての支援というのはやはりトータルで考えて、それで郡上市の財政力に応じてできるだけのことをしとるかどうかという判断をしなければならぬというふうに思っておりますので、よく検討はさせていただきたいというふうに思ひます。

私は先ほど来、制服の助成の話もございました。それから、こういう給食費の助成ということもございましたが、いわば衣食というようなものについての助成。これはあれば、助成をしてもらふ親にとってはありがたいことであることには変わりはないし、言うまでもないことでございますが、果たして、しかし、そういうことと、それから、例えば一方ではいろいろな意味の教育の充実ということ、そういうことをどう図っていくかということもやはり視野に入れて判断をしていかなければいけないというふうに思っております。

幕末の越後長岡藩の米百俵という山本有三の戯曲がございますが、親戚の藩から送られた米百俵をとにかく食べるものがないから、みんなに分配して食べさせてくれということについて、いや、これをやはり将来の人材育成のために、学校建設のために使うんだということで学校をつくって、その後、有為の人材を輩出したという話が、有名な戯曲がありますけれども。あれと同じで、郡上市が教育に仮に使えるとする財源がこれだけあるとすると、それを毎日毎日食べて、それで終わっていく給食費や、あるいは着るものというようなものに使っていくのか、あるいはそうでない、

例えば他の教育の財源として使っていくのかというようなことも、やはり視野に置きながら考えていく必要があるというふうに思います。

確かに負担を軽減をするということは、非常に私たちとしてもやりたい施策だと思います。すぐはまず皆さんに喜んでもらえるということではありますけれども、そこを例えば行政も保護者も歯を食いしばって頑張って、自分の経済力の及ぶ範囲は、これだけは自分たちで負担をすると。しかし、片一方、みんなに残る、将来に残る何らかの教育に使ってくれというような議論もあってしかるべきだというふうに思いますので、十分議論をしていく必要があるというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 古川文雄君。

○11番(古川文雄君) 細部にわたりまして御答弁いただきまして、ありがとうございます。日本一子育てのしやすい郡上市を目指していただきまして、できましたら31年度の早い機会に、小中学校、幼稚園給食費の何らかの助成方法を示していただきますようお願いを申し上げまして、2点目の質問を終わります。

以上、私の2点の質問に対しまして、細部にわたり御答弁いただきました。以上をもちまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、古川文雄君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長(兼山悌孝君) これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたり御苦労さまでした。

(午後 3時03分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 森 藤 文 男

郡上市議会議員 原 喜与美